

奈良市総合計画審議会（第1回）配布資料

- ① 奈良市総合計画審議会委員名簿
- ② 奈良市附属機関設置条例
- ③ 奈良市総合計画審議会規則
- ④ 奈良市勢の概要
- ⑤ 奈良市都市経営戦略会議からの報告
- ⑥ 奈良市都市経営戦略会議「奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書」
- ⑦ 市長マニフェスト
- ⑧ 奈良市第4次総合計画策定要領
- ⑨ 次期総合計画（奈良市第4次総合計画）策定基礎調査の結果について
- ⑩ 奈良市まちづくり市民会議の経過報告
- ⑪ 総合計画における施策の大綱別評価結果集計表（平成21年度施策評価）
- ⑫ 平成21年度施策評価結果

氏名	所属団体等
秋吉 美由紀	奈良市老人福祉施設連絡協議会会長
石川 路子	近畿大学講師
伊藤 忠通	奈良県立大学教授
井原 縁	奈良県立大学講師
宇野 伸宏	京都大学大学院准教授
緒方 賢史	奈良青年会議所理事長
小山 淳二	日本労働組合総連合会奈良県連合会 事務局長
坂本 信幸	奈良女子大学大学院教授
杉江 雅彦	同志社大学名誉教授
杵本 育生	特定非営利活動法人 環境市民 代表
高橋 敏朗	大阪市立大学名誉教授
高橋 裕子	奈良女子大学教授
田辺 征夫	奈良文化財研究所所長
谷口 正記	奈良県農業協同組合常務理事
中野 理	奈良県地域振興部長
西口 廣宗	奈良商工会議所会頭
西山 要一	奈良大学教授
根田 克彦	奈良教育大学教授
野林 厚志	国立民族学博物館、総合研究大学院大学准教授
橋村 公英	社会福祉法人 東大寺福祉事業団理事長
舟久保 敏	国営飛鳥歴史公園事務所所長
宮野 道雄	大阪市立大学大学院教授
武蔵 勝宏	同志社大学大学院教授
安村 克己	奈良県立大学教授
柳澤 保徳	帝塚山学園学園長
山口 清和	奈良市自治連合会会長
山田 純二	関西中央高等学校副校長

○奈良市附属機関設置条例（抜粋）昭和28年10月 1 日条例第24号

第 1 条 法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により、本市に設置する附属機関は別表のとおりとする。

第 2 条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が 2 以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

別表

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

○奈良市総合計画審議会規則（平成元年3月28日規則第12号）

（目的）

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）第2条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

（小委員会及び部会）

第3条 審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

2 小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日規則第23号抄）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第11号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第62号）

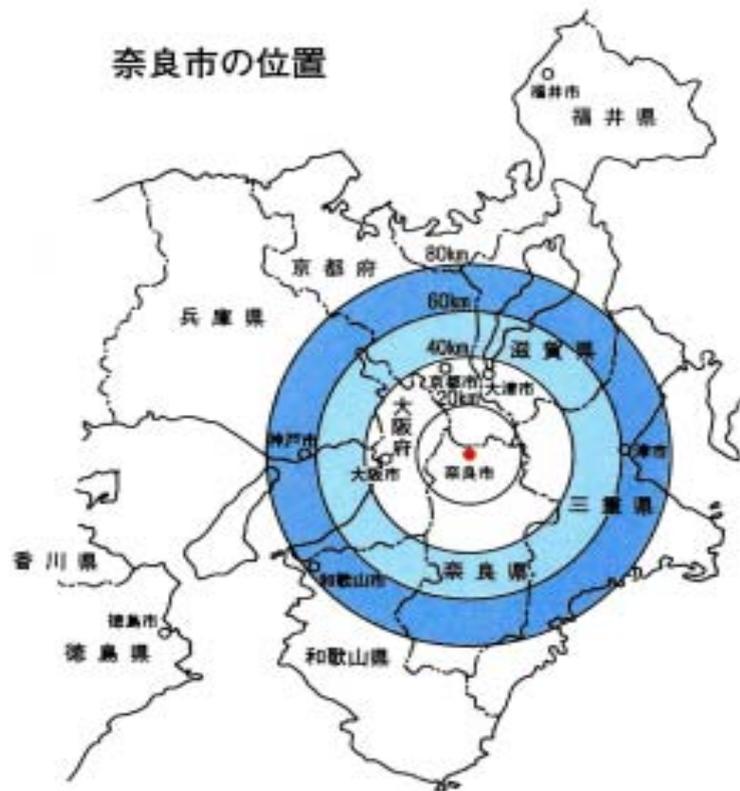
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

奈良市勢の概要

奈良市の位置



市域の拡大

【市制施行】

明治31年(1898年)2月1日

人口 29,986人

市域 約23.44km²

【現在】

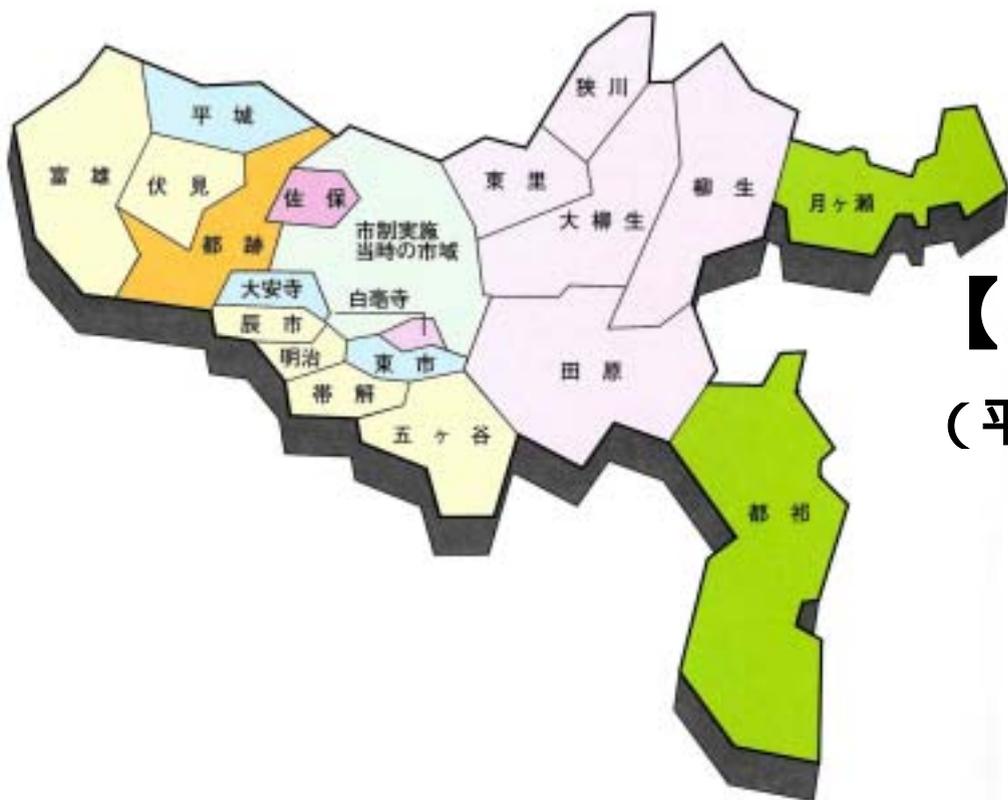
(平成20年1月1日現在)

人口 370,603人

市域 276.84 km²

東西 33.51 km

南北 22.22 km



自然条件

富雄・生駒環境保全地区

百楽環境保全地区

宝来環境保全地区

三松寺環境保全地区

大和青垣国定公園
奈良市面積2704.6ha

奈良県立
月ヶ瀬神野山自然公園

奈良県立
矢田自然公園

富雄川

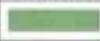
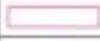
秋篠川

佐保川

白砂川

布目川

名張川

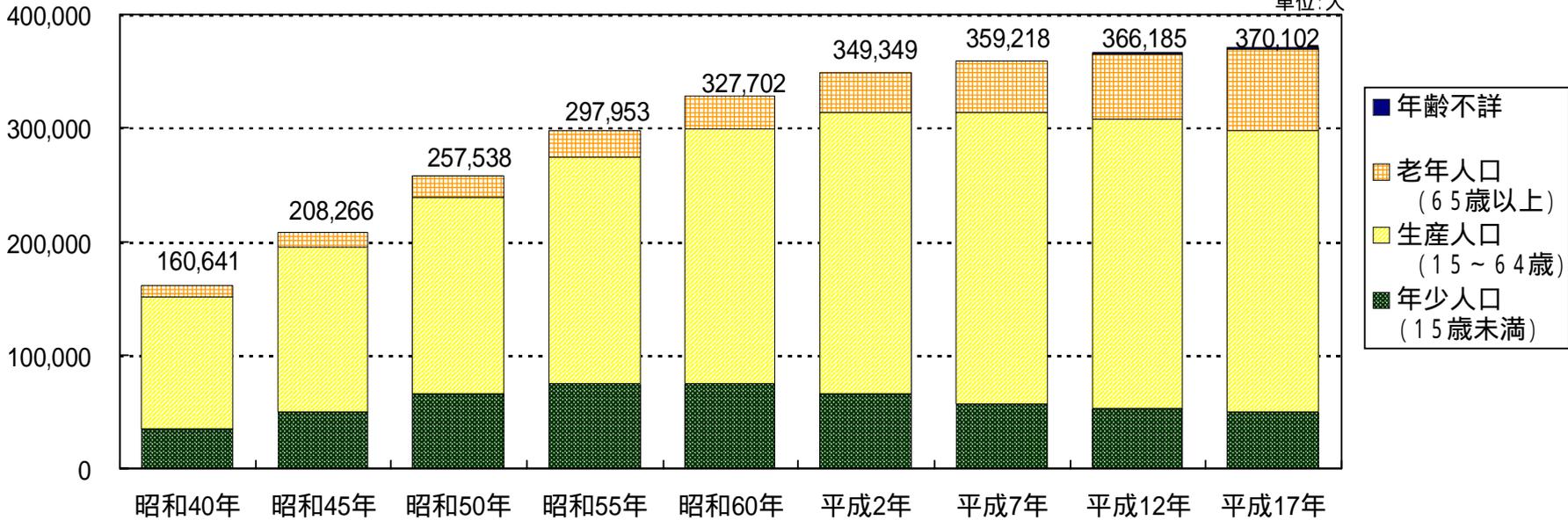
凡例	
	山林
	水面
	田
	畑
	世界遺産
	天然記念物
	国定公園
	県立自然公園
	環境保全地区
	風致地区
	保護樹木
	保存樹

室生赤目青山国定公園
奈良市面積126ha



人口の推移

単位:人

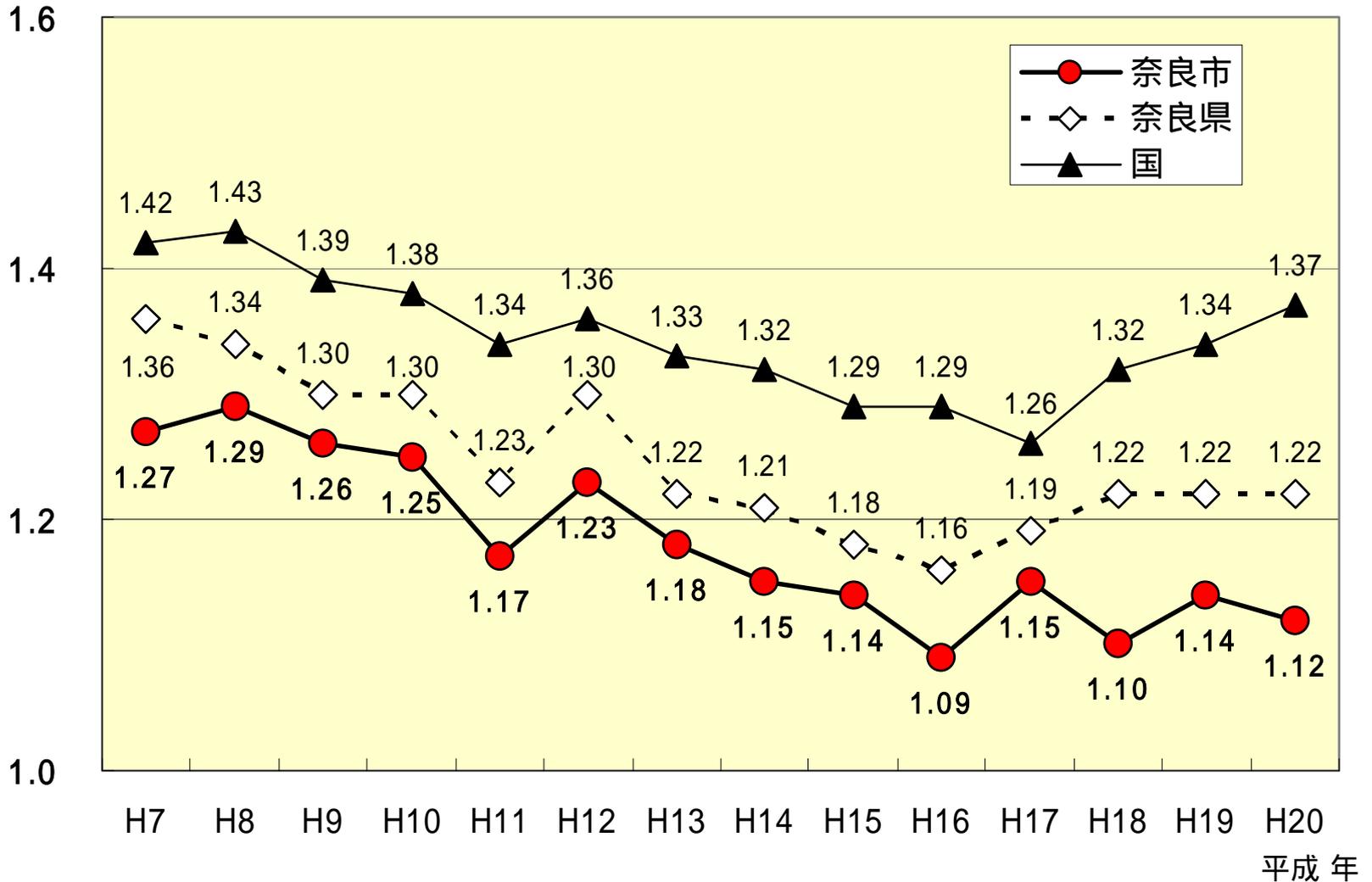


(単位:人)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口総数	160,641	208,266	257,538	297,953	327,702	349,349	359,218	366,185	370,102
年少人口	35,675	49,558	65,737	74,540	74,707	65,767	57,429	52,683	49,907
生産人口	114,529	144,971	173,274	199,484	224,359	247,420	255,990	255,724	248,069
老年人口	10,437	13,737	18,290	23,430	28,508	35,372	45,298	57,038	71,884
不詳	0	0	237	499	128	790	501	740	242
世帯数	40,738	57,111	73,651	90,821	100,798	112,990	123,718	133,774	140,544
就業者総数	73,269	95,450	108,484	124,602	140,142	155,795	165,938	165,105	164,876

出典: 国勢調査 (各年10月1日現在)

合計特殊出生率の推移

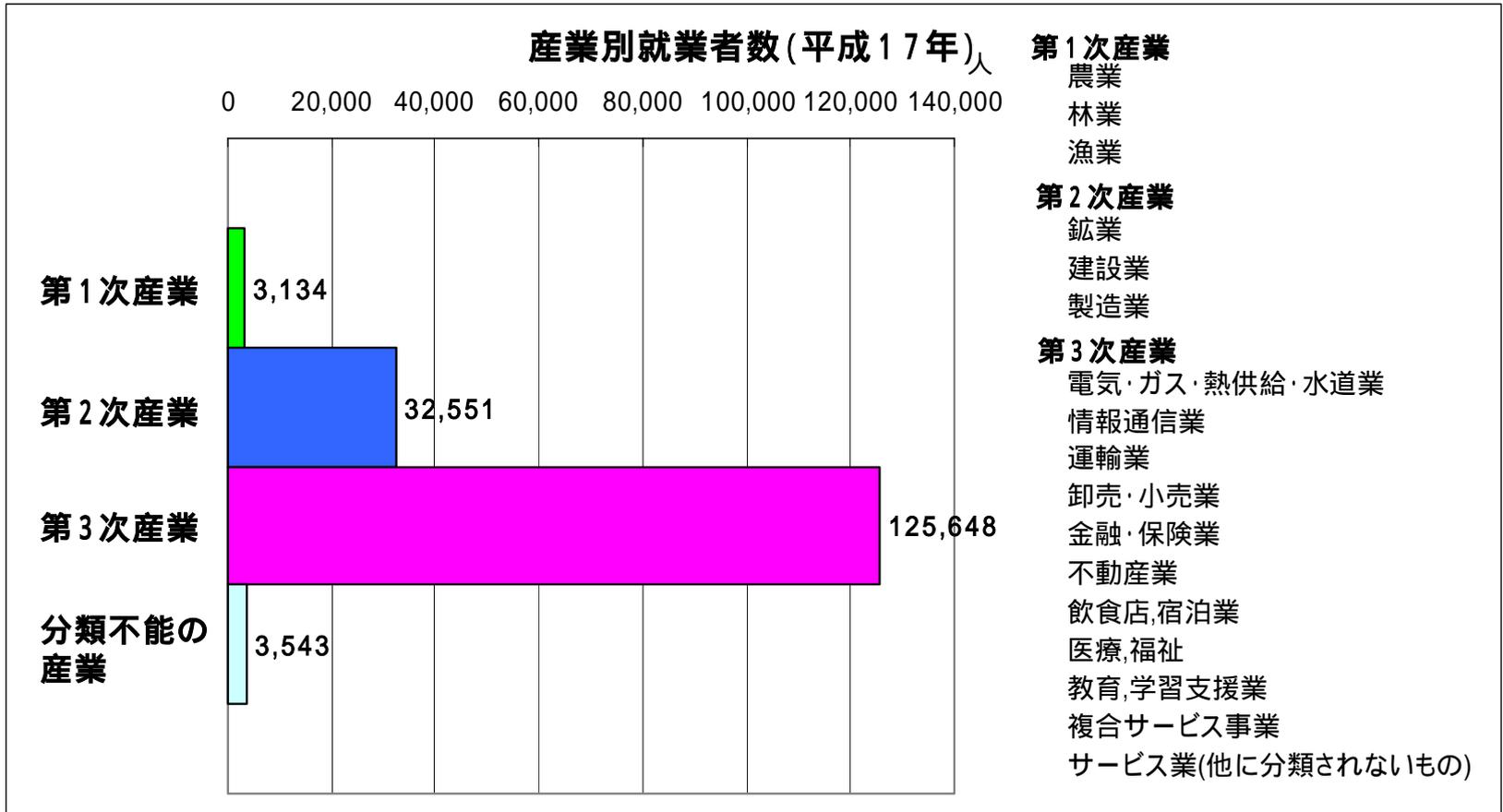


地区別人口 (平成21年1月現在)

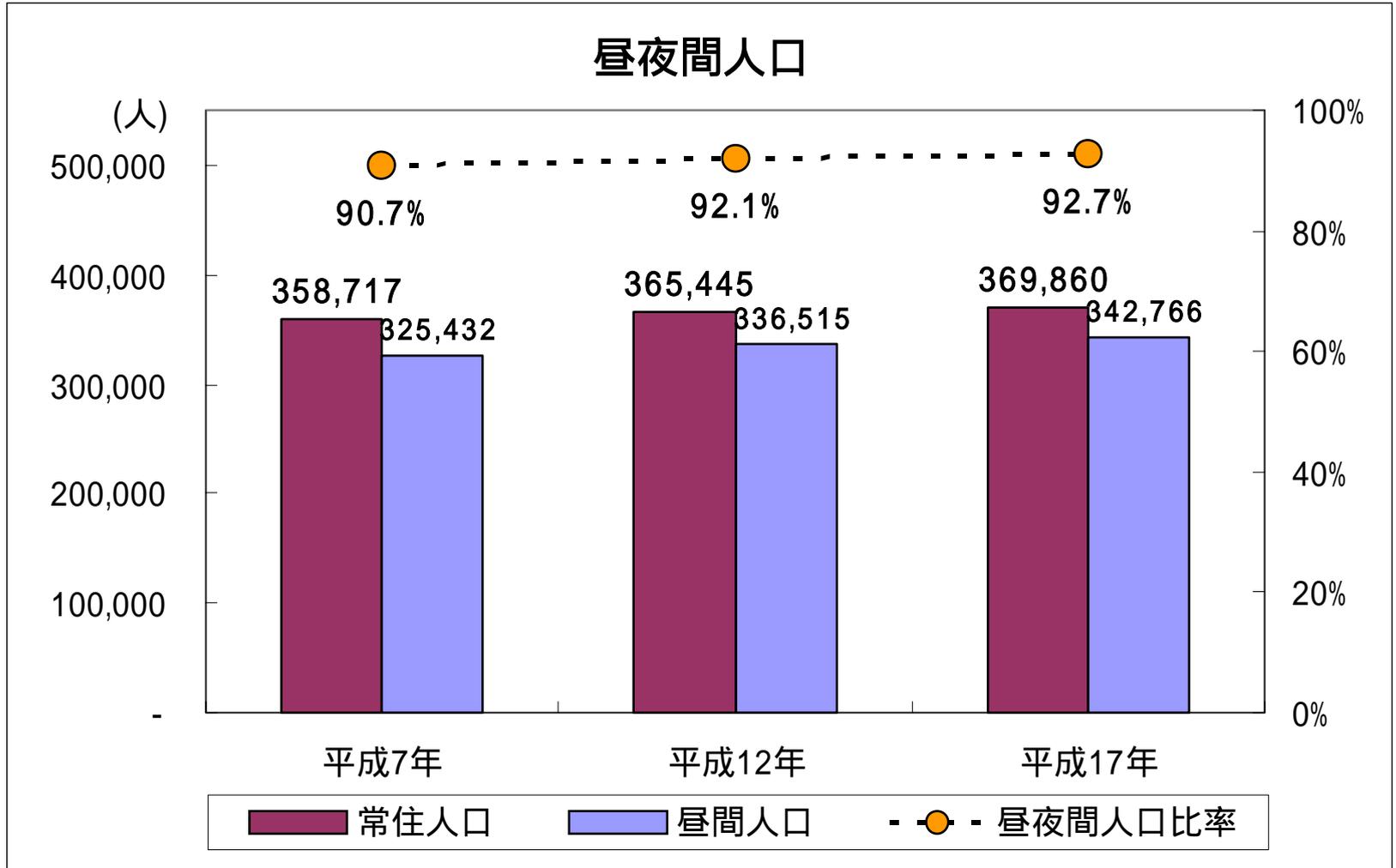
狭川	
人口	559 人
年少	5.6%
老年	32.7%

登美ヶ丘 人口 24,581 人 年少 12.5% 老年 26.5%	神功 人口 5,973 人 年少 16.3% 老年 15.1%	右京 人口 5,587 人 年少 12.0% 老年 25.1%	朱雀 人口 7,129 人 年少 12.4% 老年 19.0%	左京 人口 6,364 人 年少 16.9% 老年 10.5%	鼓阪 人口 14,147 人 年少 9.8% 老年 24.4%			東里 人口 944 人 年少 7.6% 老年 34.5%	大柳生 人口 1,174 人 年少 4.9% 老年 37.1%	柳生 人口 1,353 人 年少 7.8% 老年 34.4%	月ヶ瀬 人口 1,783 人 年少 10.7% 老年 35.6%
	平城 人口 19,948 人 年少 14.6% 老年 20.1%				佐保 人口 16,856 人 年少 11.6% 老年 24.5%						
学園 人口 26,931 人 年少 13.3% 老年 22.4%	あやめ池 人口 8,803 人 年少 13.3% 老年 21.6%		伏見 人口 28,035 人 年少 12.7% 老年 20.2%		大宮 人口 20,840 人 年少 12.4% 老年 18.1%		櫓井 人口 2,550 人 年少 8.4% 老年 31.1%	飛鳥 人口 14,438 人 年少 13.0% 老年 24.5%			
	富雄 人口 57,665 人 年少 14.7% 老年 21.0%			都跡 人口 32,684 人 年少 13.1% 老年 22.4%		大安寺 人口 11,372 人 年少 14.9% 老年 18.3%	済美 人口 18,351 人 年少 12.5% 老年 21.7%	田原 人口 2,087 人 年少 6.6% 老年 33.5%			
					辰市 人口 11,068 人 年少 12.4% 老年 20.2%	明治 人口 9,454 人 年少 13.3% 老年 20.7%	東市 人口 7,611 人 年少 11.3% 老年 28.3%			都祁 人口 6,498 人 年少 12.7% 老年 25.2%	
奈良市 平均		年少(0~14歳) 13.0% 老年(65歳以上) 22.1%									
奈良市 総数		人口: 369,516人 世帯: 151,847世帯		男 174,968 人 女 194,548 人		帯解 人口 3,758 人 年少 10.2% 老年 28.3%		精華 人口 973 人 年少 6.1% 老年 32.5%			

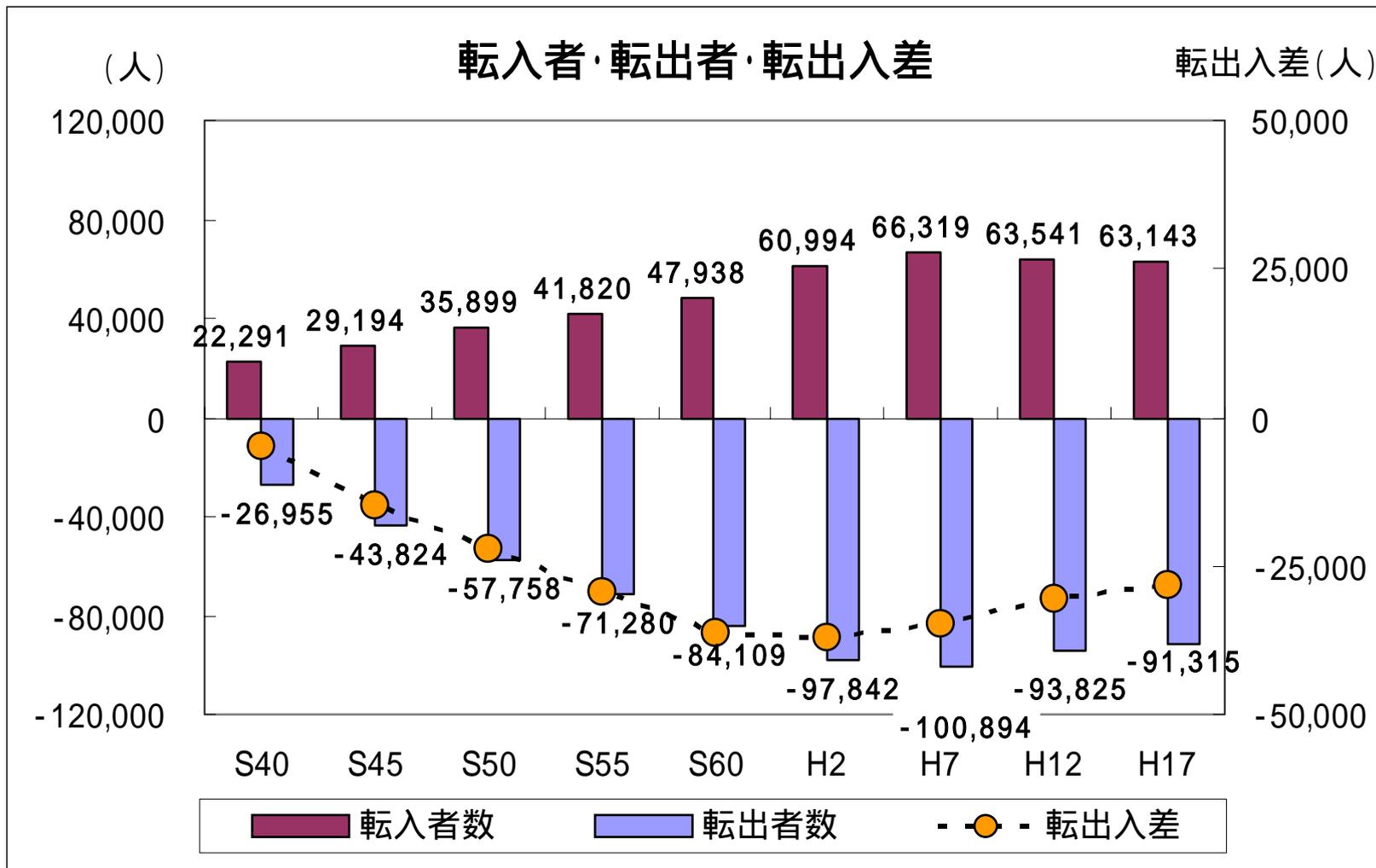
国勢調査数値(就労状況)



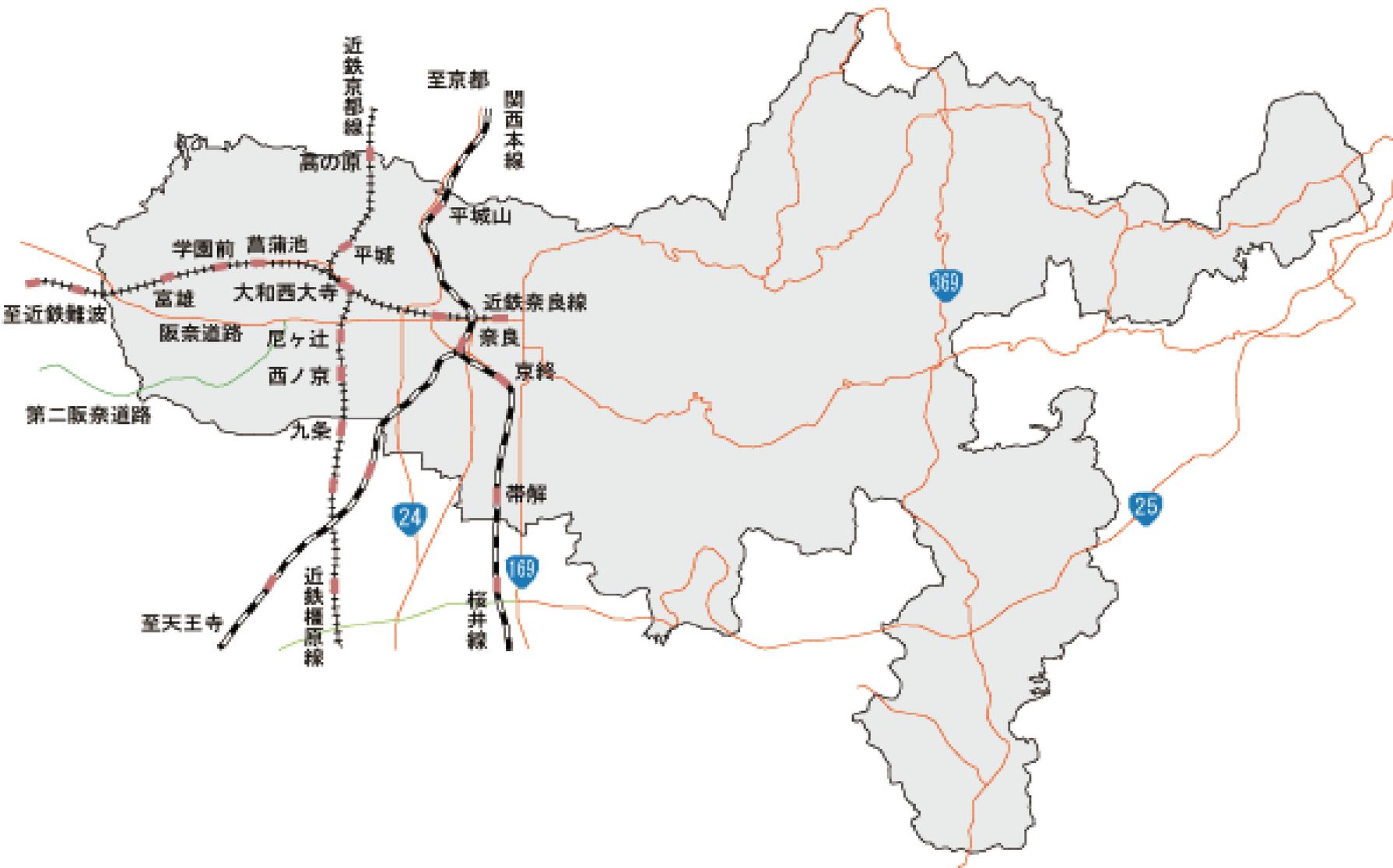
国勢調査数値(昼夜間人口)



国勢調査数値(社会移動)

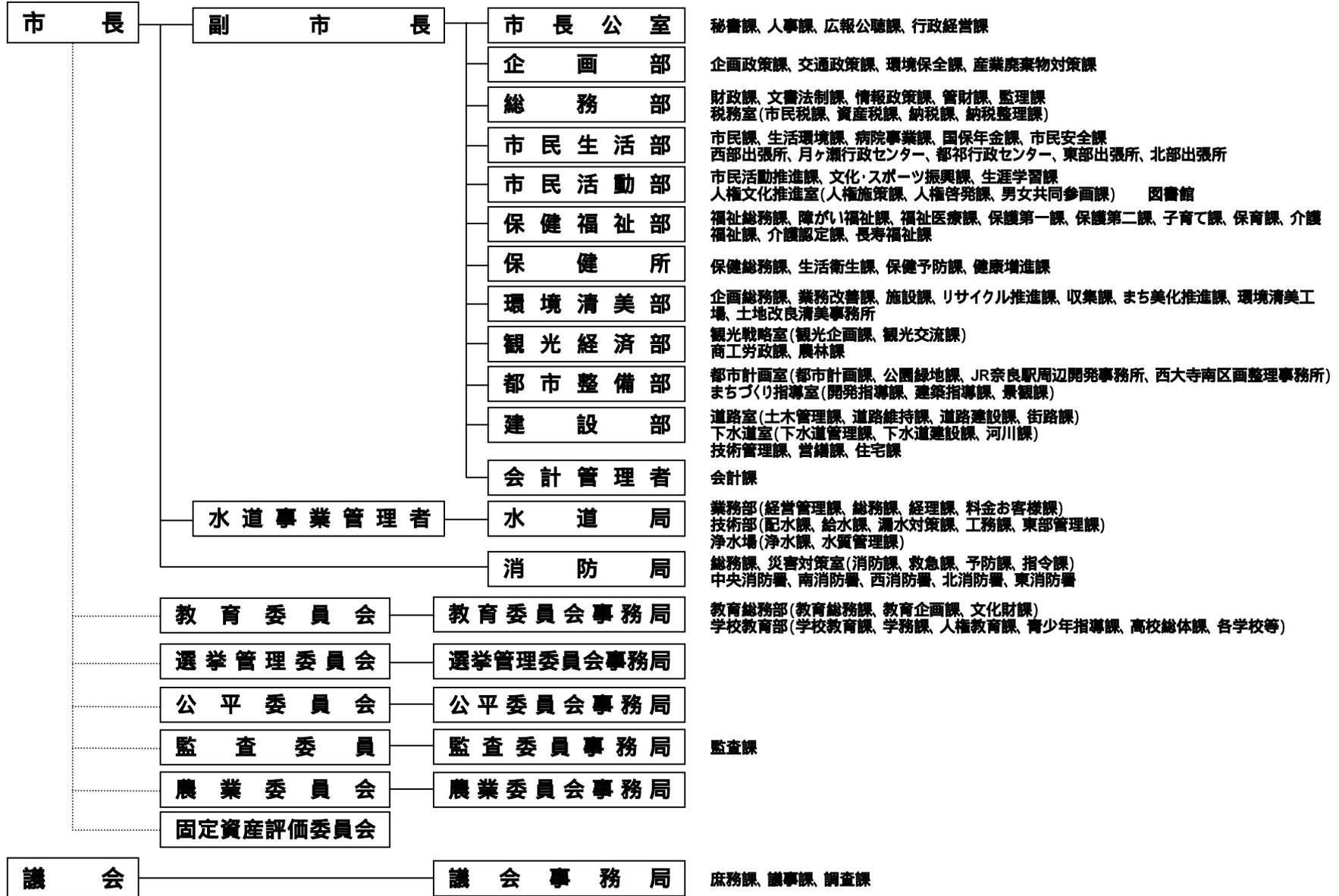


都市機能(鉄道・道路)



組 織 図

(平成21年4月1日)



平成21年度予算

(収入)

奈良市 (一般会計)				一般家庭に例えると		
		(千円)	(構成比: %)	(円)		
自主財源	市税	54,519,067	44.1	給料・ボーナス	147,912	
	分担金及び負担金	1,233,327	1.0	雑収入(パート収入・不動産収入など)	20,250	
	使用料及び手数料	2,655,508	2.2			
	財産収入	1,285,081	1.0			
	寄附金	157,500	0.1			
	諸収入	2,132,479	1.7	預金の取り崩し	8,878	
	繰入金	3,272,370	2.6			
依存財源	国からのお金	地方譲与税	870,000	0.7	夫の実家からの援助	77,521
		地方特例交付金	820,000	0.7		
		地方交付税	12,700,000	10.2		
		交通安全対策特別交付金	70,000	0.1		
		国庫支出金	14,108,793	11.4		
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,988	0.0		
	県からのお金	利子割交付金	510,000	0.4	妻の実家からの援助	24,463
		配当割交付金	410,000	0.3		
		株式等譲渡所得割交付金	100,000	0.1		
		地方消費税交付金	3,100,000	2.5		
		ゴルフ場利用税交付金	310,000	0.3		
		自動車取得税交付金	320,000	0.3		
		県支出金	4,266,687	3.5		
	市債	20,754,200	16.8	銀行からの借入	56,307	
計		123,600,000	100.0	計	335,330	

平成21年度奈良市一般会計の予算額を市民の総人口(368,592人)で除して、市税一人当たりの額を家計簿の形に見立ててみました。

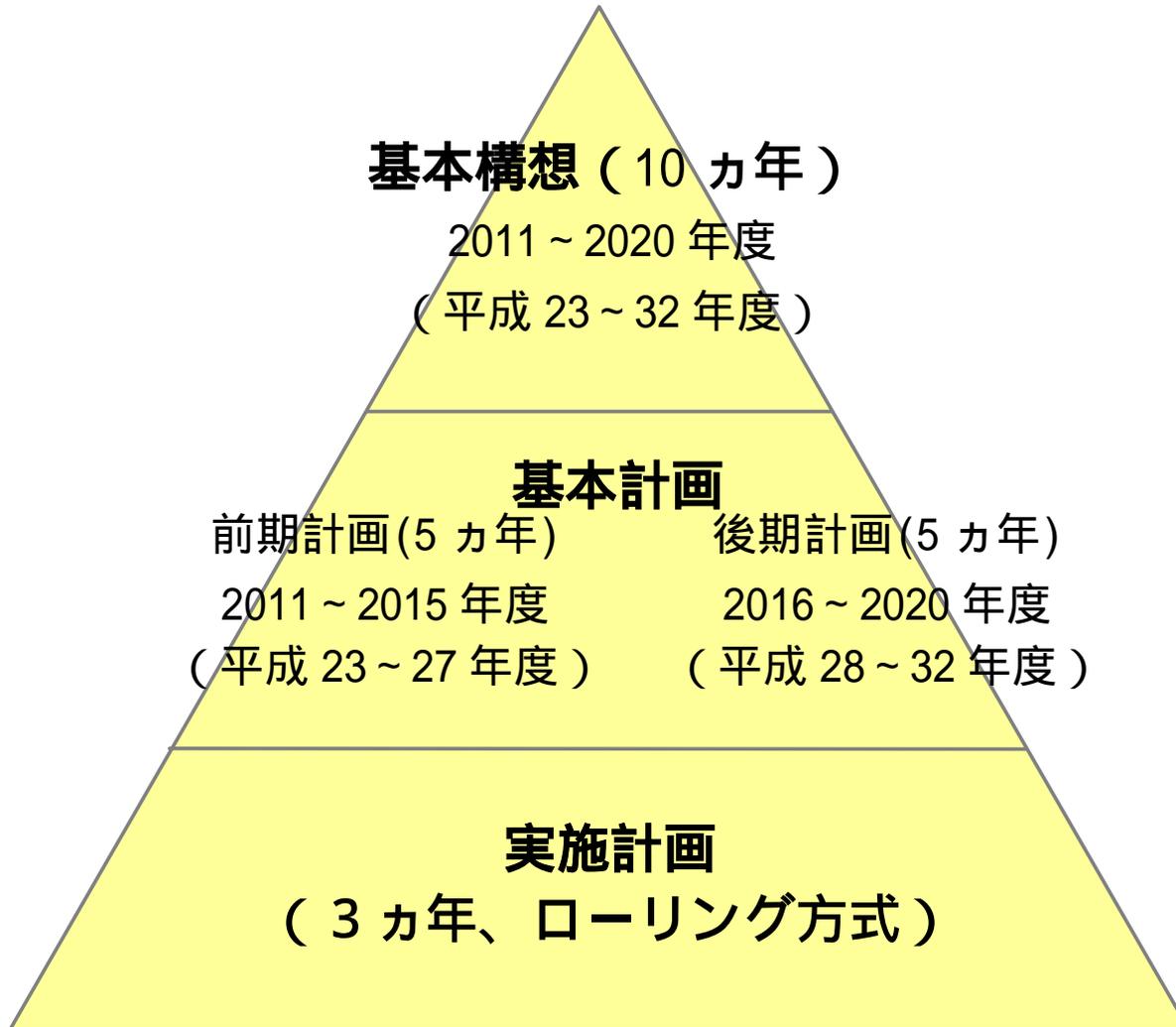
(支出)

奈良市 (一般会計)				一般家庭に例えると		
		(千円)	(構成比: %)			(円)
義務的経費	人件費	27,503,154	22.3	生活費 (決まっています省けない生活費)	食費	74,617
	扶助費	19,847,334	16.1		教育費・医療費等	53,846
	公債費	17,160,191	13.8		ローン返済	46,556
	小計	64,510,679	52.2		小計	175,019
消費的経費	維持補修費	1,839,302	1.5	その他の生活費	家の補修・車の修繕費	4,990
	物件費	18,222,306	14.7		光熱水費・日用品費・保守点検費等	49,438
	補助費等	8,466,102	6.9		生命保険・自治会費等各種会費・家族のお小遣い等	22,969
	積立金 (基金への積立)	235,685	0.2		貯金	639
	貸付金・投資出資金	1,462,000	1.2		知人に貸したり、投資したお金	3,966
	繰出金 (特別会計への繰出)	11,714,298	9.5		子供への仕送り	31,781
	小計	41,939,693	34.0		小計	113,784
投資的経費	普通建設事業・災害復旧事業	17,099,628	13.8	増改築等	家の増改築・車・大型家電の購入等	46,392
その他	予備費	50,000	0.0	その他	非常用のお金	136
計		123,600,000	100.0	計		335,330

平成21年度奈良市一般会計の予算額を市民の総人口(368,592人)で除して、市税一人当たりの額を家計簿の形に見立ててみました。

総合計画とは

総合計画の構成図



憲法、地方自治法

[日本国憲法] 第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 **一の地方公共団体だけに適用される特別法**は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

[地方自治法]

第二条 地方公共団体は、法人とする。

- 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、**議会の議決**を経てその地域における**総合的かつ計画的な行政の運営**を図るための**基本構想**を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

その他の法律

[都市計画法]

第十五条第三項 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。

[農業振興地域の整備に関する法律]

第十条第二項 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

[国土利用計画法]

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、**地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即する**ものでなければならない。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

[奈良国際文化観光都市建設法]

第一条 この法律は、奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが国の経済復興に寄与するため、同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする。

総合計画の 策定の経緯

		年 月			
法	昭和	22	4	地方自治法制定	
		44	3	法改正 第2条第5項の追加（後に第4項へ繰上）	
市作成	昭和	47		総合計画 第1編基本構想	
		48		第2編基本計画	
第一次	昭和	57	3	基本構想 市議会3月定例会で「基本構想」上程 委員会付託 「予算並びに基本構想特別委員会」 5回の開催で集中審議 本会議にて可決承認 「昭和65年を目標」 基本計画＝昭和56年を基準年度とし、昭和65年度までの期間	
		61	8	基本計画改定策定 成案 「基本計画は、行政の姿勢を明らかにするだけでなく、行政的対応の限界についても明確に提示し、市民のまちづくりへ向けてのエネルギーと英知を結集して、市民と行政との密接な連帯と協同の体制を作り出すことに最大の重点を置かなければならない。」	
第二次	平成	2	6	総合計画審議会諮問	
			8	総合計画審議会答申	
		2	9	市議会9月定例会で「基本構想」上程	
			12	本会議にて可決承認	
		3	3	新総合計画 成案	
	7	10	総合計画審議会諮問		
	7	12	総合計画審議会答申		
	8	3	新総合計画 第2期基本計画 成案		
第三次	平成	12	5	総合計画審議会諮問	
		12	8	総合計画審議会答申	
		12	10	市議会 基本構想特別委員会	
		13	3	第3次総合計画 成案	
		17	9	総合計画審議会諮問	
		17	12	市議会 基本計画特別委員会	
18	2	総合計画審議会答申			
	18	2	第3次総合計画後期基本計画 成案		

これまでの総合計画の概要(将来都市像等)

名 称	奈良市総合計画	奈良市新総合計画	奈良市第3次総合計画
期 間	1981年度～1990年度 昭和56年度～平成2年度	1991年度～2000年度 平成3年度～平成12年度	2001年度～2010年度 平成13年度～平成22年度
将来都市像	「未来にのびゆく国際文化観光都市 伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくり」	歴史と自然と生活文化が織りなす、創造と交流の世界都市 奈良	世界遺産に学び、 ともに歩むまち なら
基本方向		<ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史と自然を大切にする文化の都 美しい風格のあるまちづくり 2. 未来に誇る世界都市 世界と交流するまちづくり 3. 生活文化を創造するまち 市民が行動するまちづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 世界遺産を核に交流するまち 2. 歴史、文化、自然を未来につなぐ心豊かなまち 3. みんなが主役となるまち
施策の大綱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史と伝統を市民生活にいかすまちづくり 2. 緑豊かな住みよい生活環境をととのえるまちづくり 3. うるおいと生きがいのある福祉環境をめざすまちづくり 4. 生涯教育の充実をはかるまちづくり 5. 活力ある産業をつちかうまちづくり 6. あらゆる差別をなくすまちづくり 7. 市民の創意と連帯感をはぐくむまちづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性と市民文化を育む社会をめざして 2. うるおいのある快適で安全な社会をめざして 3. やすらぎと生きがいのある社会をめざして 4. 人権が尊重されるふれあいのある社会をめざして 5. 活力と魅力ある地域経済を培う社会をめざして 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり 2. 福祉のまちづくり 3. 環境保全と安心・快適なまちづくり 4. 地域を支える産業を育成するまちづくり

ゾーニングの変遷

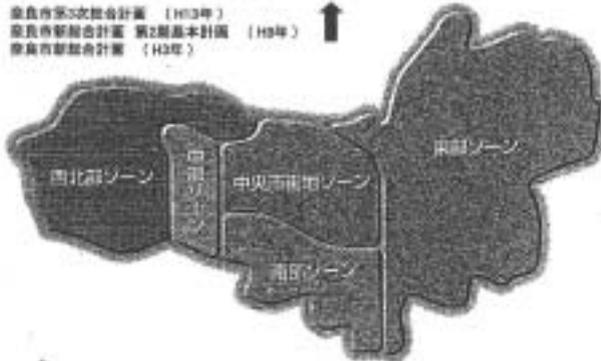
奈良市第3次総合計画 長期基本計画 (H18年)



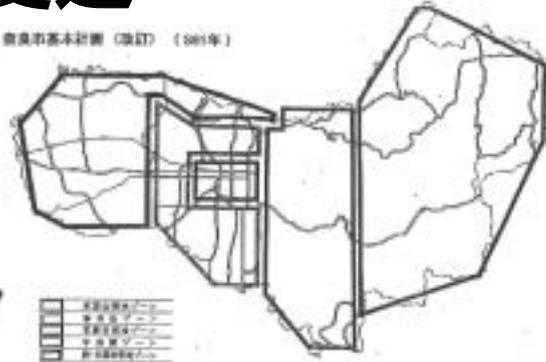
都市計画マスタープラン (H14年)



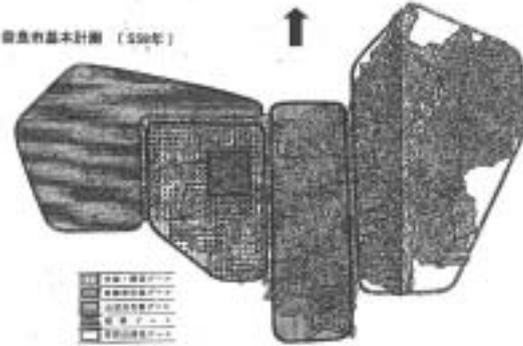
奈良市第2次総合計画 (H13年)
奈良市都市計画 第2期基本計画 (H9年)
奈良市都市計画 (H3年)



奈良市基本計画 (改訂) (501年)



奈良市基本計画 (550年)

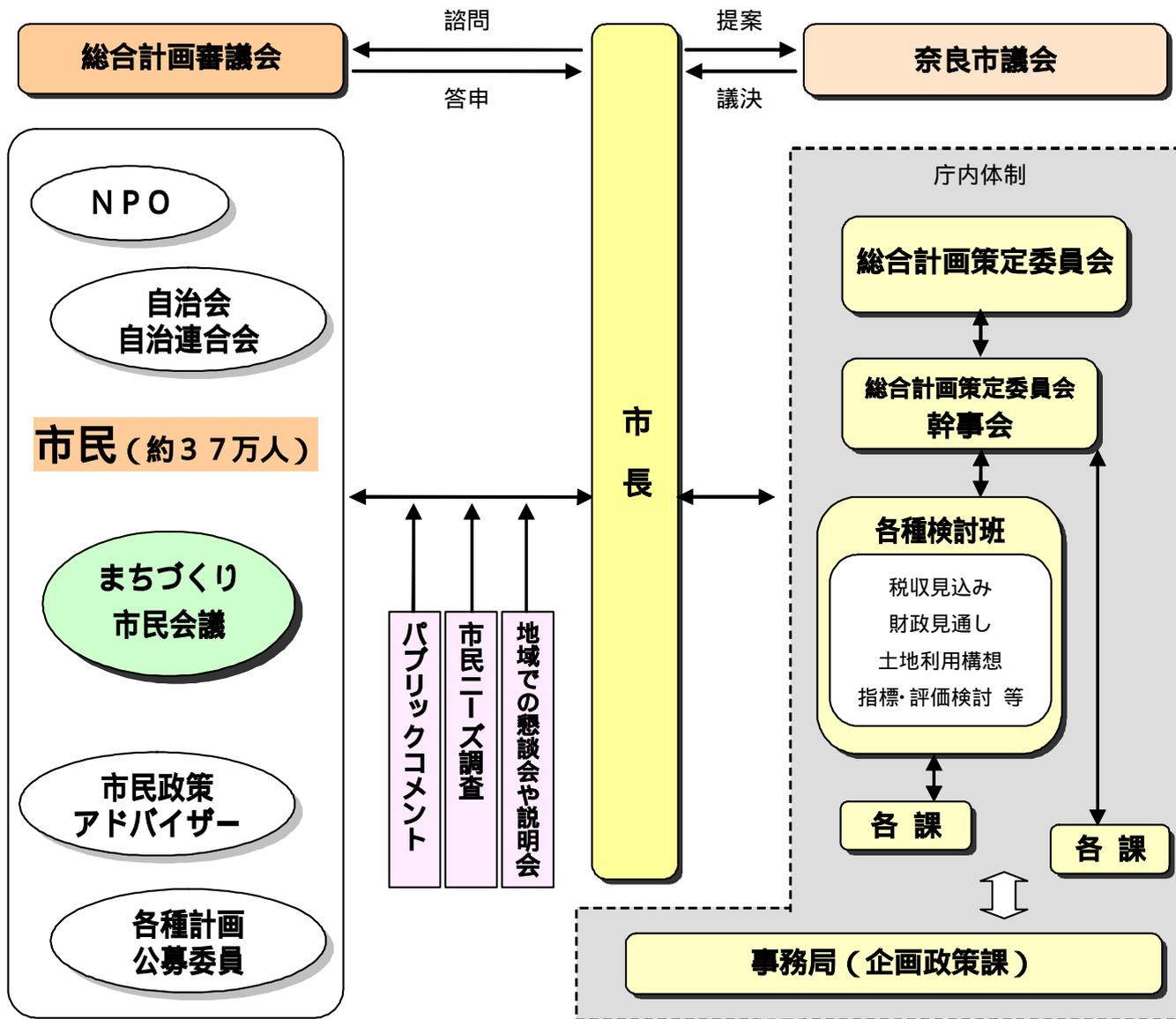


奈良市総合計画 基本計画 (340年)



総合計画審議会とは

第4次総合計画策定体制



地方自治法、附属機関条例

[地方自治法] 第七章 執行機関

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、**法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関**として自治紛争処理委員、審査会、**審議会**、調査会その他の調停、審査、**諮問又は調査のための機関を置くことができる。**ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

[奈良市附属機関設置条例]

第1条 法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、**本市に設置する附属機関は別表**のとおりとする。

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

別表 奈良市総合計画審議会

本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

関連資料・調査結果等

奈良市都市経営戦略会議の概要

- ・奈良市都市経営戦略会議は、市政の方針及び理念を具体化し、市の都市経営を戦略的に推進するため平成18年度に設置された市長の諮問機関で、委員は学識経験者・企業経営者等で構成されています。
- ・戦略会議では、総合計画の推進、行財政改革の推進、政策の立案及び推進等について市長に意見を述べ、提言します。市は戦略会議の意見・提言を受け、その内容を施策に反映していきます。これまでに戦略会議から出された提言は次のとおりです。

【戦略会議から出された提言】

行財政改革推進に関する建議(平成18年11月)

平城遷都1300年記念事業に向けての「文化観光集客都市づくり」について

(提言)(平成19年11月)

協働型社会形成部会報告書(市民公益活動推進方針)(平成19年12月)

奈良観光振興の基本方針と早急に取組むべき対策に関する提言(平成20年2月)

近隣コミュニティ形成に向けての提言(平成20年2月)

奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書(平成21年3月)

良好な住環境の形成による定住の促進(都市の持つ付加価値を高め、定住人口の増加をめざす方策)についての提言(平成21年7月)

次期総合計画策定の方針

1. 平城遷都1300年以後の都市のイメージ

奈良市の魅力を前面に打ち出し、アピールする
奈良市が取り組むべき方向性を示す
市民を主眼に置いた市政運営

2. 次期総合計画の策定において考慮すべきこと

第3次総合計画の達成状況の精査
人口減少への対策
地域の個性に合わせた施策
市民とともにつくる総合計画
目標の設定と進行管理

基礎調査の概要

「第3次総合計画」の期間終了を平成22年度に控え、まちづくりの指針となる次期総合計画(奈良市第4次総合計画)の策定に役立つ資料の収集を目的として、基礎調査を行いました。

(1) 社会潮流分析

社会経済環境の変化を整理し、それを踏まえて奈良市の課題を整理しました。

(2) 上位計画・関連計画の整理

上位・関連計画等における本市の位置づけについて整理しました。

(3) 将来フレームの推計

次の3つについて、将来動向を予測しました。

人口(総人口、年齢3区分別人口、ゾーン別人口)(平成47年まで)

世帯数(平成47年まで)

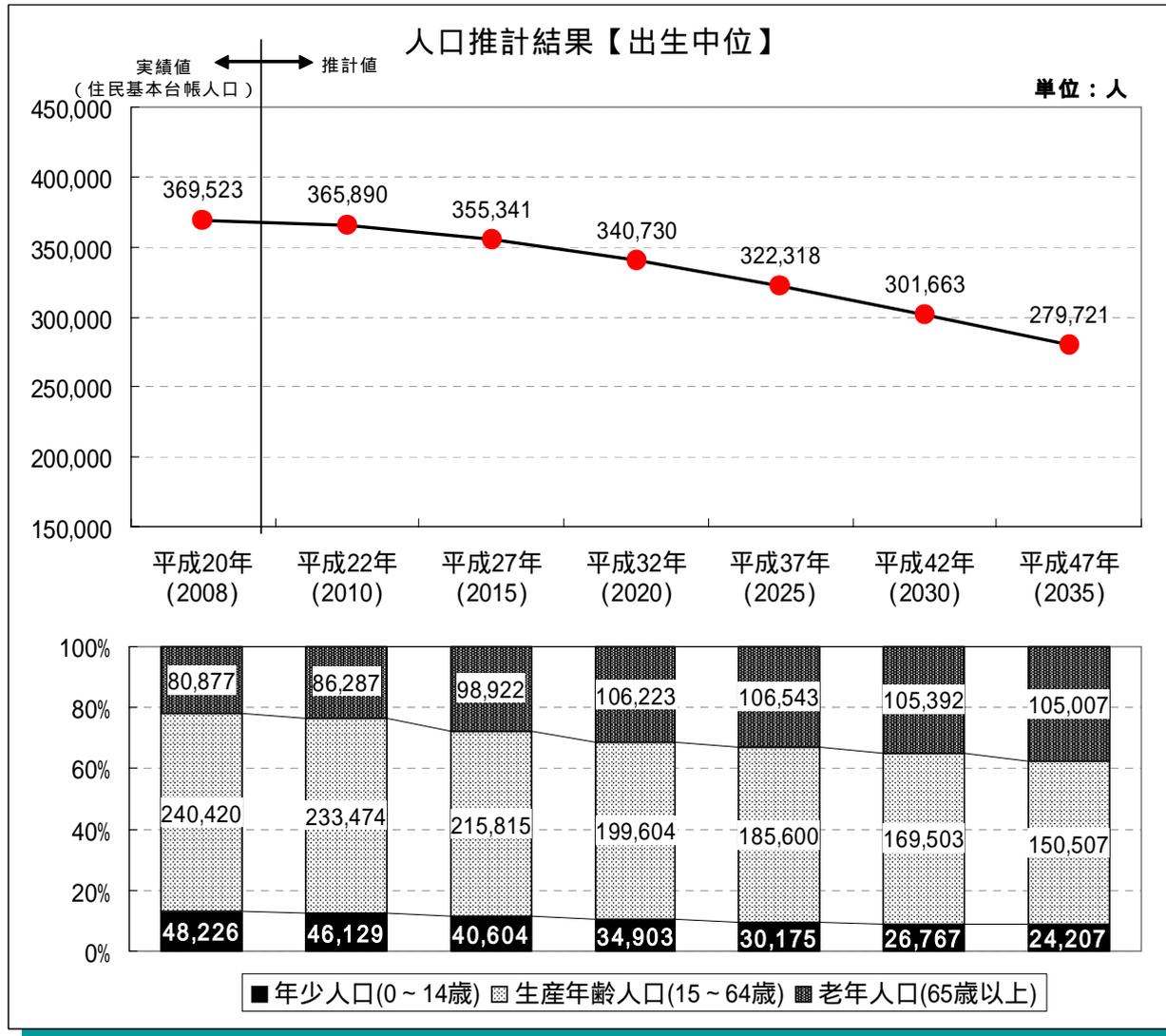
就業者数(平成33年まで)

(4) 市民ニーズ調査及び分析

市民の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握するため、18歳以上の市民3,300人を対象にアンケートを行いました。

また、まちづくりについて次の次代を担う若い世代の考え方や意見等を把握するため、市内の中学2年生1,030人を対象にアンケートを行いました。

将来フレームの推計結果



◎奈良市都市経営戦略会議からの報告

奈良市都市経営戦略会議は、市政の方針及び理念を具体化し、市の都市経営を戦略的に推進するため平成18年度に設置された市長の諮問機関で、委員は学識経験者・企業経営者等で構成されています。

戦略会議では、総合計画の推進、行財政改革の推進、政策の立案及び推進等について市長に意見を述べ、提言します。市は戦略会議の意見・提言を受け、その内容を施策に反映していきます。これまでに戦略会議から出された提言は次のとおりです。

- *行財政改革推進に関する建議（平成18年11月）
- *平城遷都1300年記念事業に向けての「文化観光集客都市づくり」について（提言）
（平成19年11月）
- *協働型社会形成部会報告書（市民公益活動推進方針）（平成19年12月）
- *奈良観光振興の基本方針と早急に取組むべき対策に関する提言（平成20年2月）
- *近隣コミュニティ形成に向けての提言（平成20年2月）
- *奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書（平成21年3月）
- *良好な住環境の形成による定住の促進（都市の持つ付加価値を高め、定住人口の増加をめざす方策）についての提言（平成21年7月）

◎「奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書」の主な内容

1. 平城遷都1300年以後の都市のイメージ

これまでの総合計画の単なる継承ではなく、継続すべきところと見直すべきところを見極め、独自性を打ち出した画期的な総合計画の策定を目指す

- ・奈良市の魅力を前面に打ち出し、アピールする
- ・奈良市が取り組むべき方向性を示す
- ・市民を主眼に置いた市政運営

2. 次期総合計画の策定において考慮すべきこと

①第3次総合計画の達成状況の精査

計画の達成状況の点検と総括、実現していない部分の理由や問題点の抽出、精査結果の次期計画へのフィードバック

②人口減少への対策

人口誘導戦略への取り組み、都市間競争への認識、子育て環境の整備

③地域の個性に合わせた施策

多様な地域特性に応じた施策の展開、地域のゾーニングの再検討

④市民とともにつくる総合計画

計画の策定段階からの市民の参加

⑤目標の設定と進行管理

数値目標の設定とアウトカム指標による事業の有効性の測定、行政評価・財政運用・人事評価などとの連動、環境変化に対応する柔軟性と適時の見直し、進行状況の毎年度検証

奈良市都市経営戦略会議

奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書

平成21年3月

奈良市都市経営戦略会議

奈良市都市経営戦略会議 奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項において、市町村はその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならないとされている。基本構想とは市がめざすべき都市の将来像と、これを実現するための市政運営の基本方針を示すものであり、基本計画は都市の将来像の実現に向けて取り組むべき施策の内容を明らかにしたものである。一般に、基本構想と基本計画をあわせて総合計画と称している。

奈良市では、昭和 57 年に「奈良市基本構想」を策定し、これを受けて昭和 59 年に「奈良市基本計画」を策定した。その後、平成 3 年に「奈良市新総合計画」、平成 13 年に「奈良市第 3 次総合計画」を策定し、市の方向性を定める指針としてきた。

現在の「奈良市第 3 次総合計画」は平成 22 年度をもって終了するため、平成 23 年度を初年度とする次期総合計画の策定が必要である。

次期総合計画案は、平成 21 年度以降に奈良市総合計画審議会において審議されることとなるが、奈良市都市経営戦略会議では市長の要請を受け、次期総合計画策定の方針を 5 回にわたり議論してきた。

以下の報告は、当会議における委員の意見を取りまとめたものであり、これらが次期総合計画策定の一助になればと考える。

1. 平城遷都 1300 年以後の都市のイメージ

「奈良市第 3 次総合計画」が終了する平成 22 年（2010 年）は、平城遷都 1300 年祭が開催される節目の年である。次期総合計画においては、平城遷都 1300 年という記念すべき年が終わってからの奈良市はどうあるべきか、新たな理念を持って新たな都市像を描かなければならない。また、「奈良に住みたい」という気持ちを高めるため、住民が夢を持てる、あるいは他の地方公共団体から奈良市が注目されるような気運を盛り上げていくことが、次期総合計画の策定における大きな課題である。

そこで、これまでの総合計画を単に継承するのではなく、継続すべきところと見直すべきところを見極め、さらに独自性を打ち出した画期的な総合計画が必要とされている。

なお、奈良市の目指すべき新たな都市像を考えるにあたり重要になるキーワードが次のとおり各委員より提示されているので、参考とされたい。

- 奈良の魅力を前面に打ち出し、アピールするためのキーワードとして、
「自然・歴史との共生」、「歴史に学び未来をつくる」、「世界遺産とのふれあい」、「癒し」、「やさしいまち」、「歴史」と「国際」、「未来への挑戦」、「感動」
- 奈良市が取り組むべき方向性を示すキーワードとして、
「子どもとお年寄りにやさしい」、「子育て重視」、「子育てにやさしい」、「世界遺産・伝統文化を通じた教育」、「都市部と山間部の交流」、「緑豊かな環境の保全」、「安全・安心志向」、「健康志向」、「活力」
- 市民を主眼に置いた市政運営のキーワードとして、
「住民参画」、「生活満足度」

また、奈良市都市経営戦略会議では、これまで近隣コミュニティの形成、協働型社会の形成、観光戦略、行財政改革推進の各分野、また文化観光集客都市づくりについても議論を重ね、市長に提言してきた。これらの提言は、既に各分野における市の方向性を示すものと位置付けられており、次期総合計画はそれらを踏まえた計画とされたい。

2. 次期総合計画の策定において考慮すべきこと

次に、次期総合計画の策定において考慮すべきことを列記する。

【奈良市第 3 次総合計画の達成状況の精査】

次期総合計画策定にあたっては、まず現在の「奈良市第 3 次総合計画」について達成状況を点検し、総括することから始めなければならない。「奈良市第 3 次総合計画」がどこまで実現したか、実現していない部分の理由や問題点は何か、あるいは環境変化を受けて変更すべき部分は何かを見極め、次期総合計画にフィードバックしていくべきである。

【人口減少への対策】

奈良市の人口は近年減少傾向にあり、また合計特殊出生率は全国平均に比して著しく低い。人口の減少は財政力の低下につながり、都市の魅力を創出するために必要な財源の確保に影響を及ぼすため、これ以上の人口の減少は食い止めなければならない。このためには、出生率を引き上げるだけでなく、人口の流出を防ぎつつ、他都市からの人口の流入を図る必要がある。そこで、人口減少への対策として、次期総合計画に具体的な人口誘導戦略を組み込むことを提案する。

今まで奈良市は都市間の競争というものをあまり意識してこなかったようであるが、既にこのことを考える時代が到来している。住民は必要なサービスを求めて移住してくる、あるいは居住し続けるのであり、奈良市が住民のニーズを満たす都市であれば新しい住民を呼び込める。反対に、近隣の地方公共団体の方がよりこのニーズを満たしているのであれば人口は流出してしまう。人口の流入、特に若い世代の流入を図るためには、子育て環境・自然環境・住環境等の整備が必要である。他の地方公共団体との競争を意識した上で、奈良市のブランドを確立し、奈良市の付加価値を高めることができる施策を盛り込んだ総合計画を策定することが必要である。

なお、奈良市は平成 20 年 9 月に奈良市少子化対策推進本部を設置し、子どもを産み育てやすく、子どもが育ちやすいまちづくりに向けて検討を進めているが、検討した方策のうち、可能なものは次期総合計画策定を待たず実現を図りたい。

【地域の個性に合わせた施策】

奈良市は都市部と山村部が併存し、多様な地域特性を有している。それぞれの地域にはそれぞれに個性があり、住民の考える快適性や抱える問題も異なっているため、地域の状況やニーズをきめ細かく吸い上げて対応していく必要がある。また、都市部と山村部の住民が交流できる施策をさらに進めていくべきである。

現在の「奈良市第 3 次総合計画」では、市域を 7 つのゾーンに区分し、土地利用の方向性を規定している。このゾーン区分は、「奈良市新総合計画」（平成 3 年度～平成 12 年度）策定時の区分に、平成 17 年 4 月 1 日に合併した月ヶ瀬ゾーン・都祁ゾーンを加えたものとなっている。総合計画の継続性の観点からは、基本的に現在のゾーンを維持していくことが望ましいが、現在に至るまでに同一ゾーン内でも人口動態や産業構造といった性格が変化している可能性がある。また、月ヶ瀬ゾーン・都祁ゾーンは東部ゾーンとの類似点が多い。従って、「奈良市第 3 次総合計画」のゾーン区分が適切かどうかを検証し、必要に応じてゾーン区分を見直すことも検討すべきである。

【市民とともにつくる総合計画】

今までの総合計画は行政の計画であったが、これからは事業者も含めた市民と行政が協力し、合意してまちをつくっていくための市全体の計画であるべきである。従って、計画

の策定段階から市民が参加できる仕組みを取り入れることが必要である。

従来から行っている市民アンケートにとどまらず、奈良市総合計画審議会への市民公募委員の導入、ワークショップの実施、インターネットを活用した意見交換等、市民が自由に発言できる場や市民が直接計画づくりに参画できる場を出来る限り設けるべきである。これによって、総合計画に市民の意見をより一層反映できるだけでなく、市民にとってもまちづくりへの関心が高まり、総合計画が身近なものとなる効果が期待される。

なお、策定過程のすべてを外部委託してしまうと、見栄えは良いが活用されない総合計画になるおそれがある。次期総合計画は、出来栄の美しさにこだわらず、市職員が汗をかき、市民の声を聞きながら自ら作っていくことを検討されたい。

【目標の設定と進行管理】

現在の「奈良市第3次総合計画」には数値目標の設定がない。総合計画にかかる予算の執行状況については毎年度把握できているものの、事業費だけで進行を測ることはできず、市民の理解も得られないため、分野ごとに適切な数値目標を設定し、達成度を測るべきである。なお、達成度を測るための指標は出来る限り事業の効果を表わすアウトカム指標とし、有効性を測るよう努めなければならない。さらに、総合計画を真に役立つものとするためには、総合計画と行政評価・財政運用・人事評価等を連動させていくことが必要である。

また、基本的に総合計画は都市が進むべき羅針盤として定めるべきである。しかし、時代の変化が激しい今日の情勢においては、固定的な長期計画だけでは時代の変化に対応することが困難である。企業は絶えず環境変化を受け、何をすべきかということに論点を絞り、社会情勢に対応する柔軟性を持っている。同様に、総合計画に基づく実施計画についても、定期的に環境変化を受けて見直す必要がある。何よりも、総合計画の進行状況を毎年度検証していくこと、当該年度の重点施策の達成度を毎年度点検することを重視し、戦略的な、真の意味での計画行政の実現に努められたい。

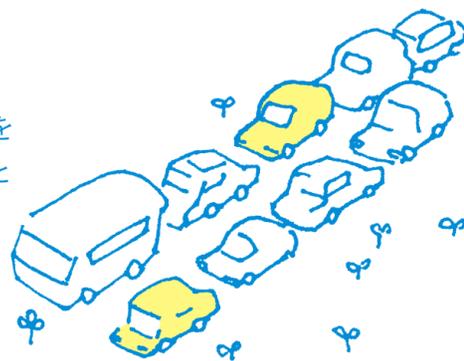
奈良市都市経営戦略会議 委員名簿 (50音順・敬称略)

	氏 名	所 属 等
副委員長 委員 長	上野 邦一	奈良女子大学COE研究室 特任教授
	上野 ひろ美	奈良教育大学教授
	杉江 雅彦	同志社大学名誉教授
	高橋 敏朗	大阪市立大学名誉教授
	中川 幾郎	帝塚山大学大学院法政策研究科・大学法政策学部教授
	中野 理	奈良県地域振興部長
	西口 廣宗	南都銀行会長
	野村 正雄	元奈良県教育委員長
	南川 諦弘	大阪学院大学大学院教授 弁護士
	三村 浩史	京都大学名誉教授 関西福祉大学特任教授
	安村 克己	奈良県立大学教授



ゼロ宣言3

1000年後も安心して住み続けることができる都市をめざします。観光政策をハードからソフト中心へと転換し、環境に配慮したまちづくりを行います。



市内公共交通機関の1割を、エコ化します。

市内運行バスのCNG(圧縮天然ガス)化や、充填ステーション設置に対する補助、タクシーのエコカー化に対する助成を行い、4年以内に1割をエコ化します。 2010年度より実施 予算：3000万円



放置自転車を無くします。
まず、駅前の駐輪場を整備します。そして、環境にやさしい自転車利用を促進します。

4年以内の実現

土日・春秋の観光渋滞を解消するために、世界遺産ゾーンへの乗用車流入を規制する方法を早急に確立します。

歴史的な景観を守るために、奈良町の無電線化に取り組みます。

4年以内の実現に向け、2009年度内に検討を開始します

家庭用ソーラーパネル設置を補助します。

国の補助7万円/KWに加え、市独自の補助5万円/KWを実施します。クリーンエネルギーでCO₂排出量を低減します。 期限：2010年度より実施 予算：500万円

街の商い繁盛プロジェクト、はじめます。

郊外の大型店に流れる消費を街中で引き止めるため、歴史的景観・街並みを保存し、歩いて楽しめる観光地としての奈良をPRします。

2010年度より実施 予算：500万円

ゴミのない商店街にします。

閉店後に放置された商店街のゴミを観光客の目に触れない場所に一括集積。世界遺産都市として恥ずかしくないゴミ対策をすぐに実行します。



「奈良版1%条例」を制定します。

個人住民税の1%を、自分の選んだ団体やテーマへ寄附できる条例を制定し、税の使い道に自分の意思が反映するしくみをつくります。また、NPO・ボランティアグループの持続的な活動展開を支援します。 期限：2010年度より実施 予算：2500万円

空き家をなくし、次世代につなぎます。

概ね築30年以上経ち、家族構成の変化で持て余した家屋を若年ファミリー世帯につなぐしくみを確立し、新規世帯の転入を促進します。また町屋バンク(仮称)を設立し、町屋に対するニーズにも対応します。 2012年度より実施



世界遺産大学を開講します。

奈良に暮らす人が世界に誇る奈良の魅力を再発見する学びの場を創ります。また、1300年に渡り、世界遺産を守り続けてきた知恵を世界に発信していきます。 2010年度より実施 予算：1,000万円



「観光産業創業支援ファンド」を設立します。

新たに観光関連産業を立ち上げようとする事業者に対し、ビジネスプランコンペを実施。入賞者には専門家による経営指導等、積極的なバックアップを行います。 2010年度より実施 予算：500万円

「奈良市第4次総合計画」(2011年～20年)を、市民参加で作ります。

皆さんのアイデア、ご意見、ご感想など、どしどしお寄せ下さい。

仲川げん後援会 〒630-8224 奈良市角振町13 TEL. 0742-24-7818 / FAX. 0742-24-7819

✉ info@nakagawagen.net ホームページ <http://www.nakagawagen.net/>

お待ちしています。



奈良マニフェスト※

新しい風を生活に送り

込む3大〇宣言

仲川げん

仲川げん プロフィール 1976年(昭和51年)奈良県生まれ。北大和(現奈良北)高校を経て、1998年立命館大学経済学部卒業。帝国石油(現国際石油開発帝石)株式会社を経て、2002年より、NPO法人奈良NPOセンターで勤務。県内NPOの活動支援を行う一方、子どもの体験プログラムや学びを通じた地域活性事業に取り組む。現場で活動する中、社会を抜本的によくするには、政治や行政を変革する必要があると強く感じ、政治の道を志すことを決意。奈良県少子化対策推進委員会委員ほか。共著「赤ずきんと新しい狼の世界～子どもの安全・保護と自立のはざまで～」(2008年・洋泉社)



ゼロ宣言1

行政のあり方を市民目線で見直し、市民がド真ん中の奈良市政をつくります。350億円もの事業費が見込まれるゴミ処理場移転事業など、総額650億円にもものぼる大型箱モノ事業をゼロベースですぐに見直します。



ゼロ宣言2

日々のくらしの安心・安全を守ります。駅前保育所5カ所を2年以内に設置し、待機児童ゼロを実現します。医師・看護師不足を解消するとともに病床をフル稼働し、4年以内にたらい回しゼロを実現します。



ゼロ宣言3

奈良の基幹産業である観光を、人と自然に優しい形に変えます。世界遺産ゾーンへの車の流入を抑制する方法を早急に確立します。

※マニフェストは、私と市民の皆さんとの約束です。私は現場感覚を第一に、市民の皆さんの声を聞きながら、生活(くらし)第一の奈良づくりに挑戦します。約束したことは、必ず実現し、毎年、実行状況を検証して、市民の皆さんにお知らせします。私は、市民の皆さんの声に耳を傾け、しがらみのない若い力で、新しい風を奈良に送り込みます。

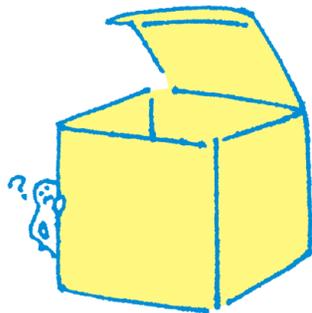


ゼロ宣言1

しがらみ・利権政治と決別し、徹底した行財政改革を行います。行政のムダを徹底的に洗い出し、将来への負担を減らします。本来の行政のあるべき姿を問い直し、市民のための行政を取り戻します。

総額650億円の大型箱モノ事業を見直します。

現在進行中のゴミ処理場移転事業などの大型箱モノ事業が、本当に市民生活に必要なものかを検証し、規模、内容、コストなどの面からすぐに見直します。



不要な事業を廃止・縮小し、37億円の政策予算を生み出します。

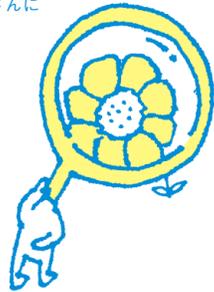
前例踏襲で続けてきたすべての事業を対象に、市民の皆さんと一緒に公開事業仕分けを行います。ゼロベースですべての事業の要・不要、優先順位やコストを見直すことにより、2009年度一般会計予算額1,236億円の3%にあたる37億円の政策予算を生み出します。2010年度予算に反映

天下り根絶。外郭団体は整理統合します。

機能が重複する施設や時代のニーズに合わない外郭団体は見直し、市職員による天下りは禁止します。2010年度より実施

行政を、「見える化」します。

議員の口利きや市職員への働きかけ行為については、文書で記録し、徹底した情報公開を行います。また、予算の編成過程を明らかにし、どのような優先順位に基づいて事業が実施されるのかを市民の皆さんに積極的に説明します。2009年度より実施



市長の退職金を廃止します。

市長退職金(1期3,450万円)をはじめ、副市長など特別職の退職金を廃止します。また市長の多選禁止条例を制定、慣れ合いや癒着を防ぎます。1期日より実施

公用車を大幅に削減します。

2009年度中に、現在724台ある公用車の要・不要を見極め、削減します。



職員の人数、人件費を見直します。

職員を適材適所に配置するとともに、早期退職制度の導入などにより職員数を最適化します。各種手当についても、市民感覚で納得のいくものに限定します。

2010年度より実施

「しがらみ公共工事」を禁止します。

市長や市議会議員、その三親等以内の親族が経営する企業への公共工事等の発注を禁止する政治倫理条例を制定します。



職員養成塾を開きます。

地方分権や道州制の導入を念頭に置きながら、これからの自治体職員に求められる能力を養成します。2010年度より実施 予算500万円



外部の人材を活用します。

高い専門性を持った外部人材を積極的に登用することで、ご都合主義に風穴を開け、職員専門性を高めます。人事評価にも外部の視点を取り入れます。2010年度より実施

各部長と、マニフェストを結びます。

市長が市民と約束したマニフェストを部局ごとに推進するため、市長・部長間でマニフェストを結びます。目標の達成度や評価をしっかりと行います。2010年度より実施



ゼロ宣言2

安心して生活できる街をつくります。子育て、教育、医療の分野に優先的に予算をつけ、生活(くらし)を守る奈良市政を実現します。

助産師・保健師を、身近に置きます。

助産師・保健師が、奈良市男女共同参画センター・西部公民館に常駐し、赤ちゃんの成長や母乳育児などについての相談が気軽にできる体制を整えます。各公民館も月1回訪問し、きめ細かい産後ケアを実施し、安心して子育てできる街をつくります。

2010年度より実施 予算:1,500万円

2年以内に、保育所待機児童をゼロにします。

市内の主要駅に駅前保育所を5カ所設置します。既存の市立保育園、幼稚園についても、病児保育や、午前7時から夜7時までの延長保育など、多様化する保育ニーズへのサービスの拡充を図ります。2011年度より実施 予算:6億円



医療費補助の対象を、中学生まで広げます。

乳幼児に加え、医療費補助(通院・入院)の対象を、中学生(15歳)まで広げます。

2011年度より実施 予算:4億円

4年以内に医師と看護師を50名増やします。

病院のたらい回しが起きない地域医療体制を構築します。医師、看護師の労働環境を向上し、独自の研修プログラムを実施します。働きやすさ日本一の公立病院をめざします。また、奈良市出身の医学生への奨学金制度等により、奈良の医療を守る人材に投資します。

2013年度までに実現 予算:3億円



ずっとこの街で。安心介護の街にします。

小規模多機能型居宅介護施設を中心に、医療・介護・福祉の連携により高齢者が最期まで尊厳を持って生きられる街をめざします。小規模多機能施設の開所に最大300万円の支援を行います。2010年度より実施 予算:3,000万円

中学校でも、地産給食を実施します。

健康で安心・安全な食を提供するため、小学校に加え中学校でも給食を実施します。食材は、地元産農産物を30%以上使用することをめざします。

4年以内に実施できるよう、すぐに検討を開始

地域で決める「学校予算」、はじめます。

図書や楽器の購入やピオトープの整備、ゲスト講師や外国語指導員の招聘等、学校の希望や地域事情に合わせて使い道が決められる予算を設けます。

2010年度より実施 予算:1億円

小学校のすべての学年を、30人学級にします。

4年以内に実現 予算:4億円



奈良市第 4 次総合計画 策定要領

1. 策定の趣旨

本市は、「世界遺産に学び、ともに歩むまち - なら」を都市の将来像とし、平成 13 年度から 10 年間を計画期間とする第 3 次総合計画により、総合的かつ計画的にまちづくりを推進している。

第 3 次総合計画は平成 22 年度をもって終了するため、平成 23 年度を初年度とする次期総合計画の策定が必要となっており、少子高齢化や人口減少、市民の社会参加意識の高まり、国・地方財政のひっ迫、地方分権の進展など地域社会を取り巻く社会経済環境の変化などを的確に捉えた上で、時代に合った新しいまちづくりを具現化するために、奈良市第 4 次総合計画を策定する。

(参考) 地方自治法第 2 条第 4 項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

2. 策定の背景（環境の変化、諸課題）

(1) 人口の減少、少子高齢化の進展

わが国は 2005 年（平成 17 年）に人口減少局面に入ったとされるが、奈良県では、人口流出による社会減少や合計特殊出生率の低下などの影響で全国より早く 2000 年（平成 12 年）をピークに人口が減少し始めている。

本市も 2003 年（平成 15 年）の総人口は、376,169 人（10 月 1 日現在 住民基本台帳人口及び外国人登録者数）であったが、2005 年（平成 17 年）に合併により増加はしたものの、減少傾向にあり、2009 年（平成 21）年には 368,648 人（10 月 1 日現在）となっている。

また、高齢化率の上昇（平成 15 年は 17.7 %、平成 20 年は 21.9 %）と、全国平均に比べて低い合計特殊出生率（平成 20 年は 1.12、奈良県 1.22、全国 1.37）が示すように、少子高齢化は特に深刻な問題である。

(2) 財政健全化の推進

近年の長引く景気低迷により税収が伸び悩む中、地方自治体では、財政状況の悪化

や新たな行政課題への対応のため、引き続き行財政改革に取り組んでおり、2007年(平成19年)の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立等に伴い、財政の健全化とともに、地方分権時代に対応できる体制づくり等が求められている。

本市の平成20年度末での全ての借入金(債務)残高は約3,141億円で、1世帯当たりの借入金残高は約207万円の換算になる。平成20年度決算において財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は99.6%と前年度より1.2%悪化しており、硬直化がより一層進んでいる。全国の中核市と比較しても本市の財政状況は大変厳しい状況となっている。このため、財政基盤の強化、行財政の効率化への取組を進めるとともに、これまで以上の簡素で効率的な行財政システムの確立が急務となっている。

(3) 地方分権・都市間競争時代への対応

2006年(平成18年)に成立した地方分権改革推進法により、地方分権改革が推進され、地方自治体の自己責任、自己決定の重要性がますます高まっている。そうした中、地域のことは地域で決定し、権限と責任を持って地域の行政を実施していく「地域主権」の考え方も浸透してきており、住民に身近な地方自治体による地域の個性を活かした、地域の主体性に基づく自律したまちづくりが求められている。

また、地方分権の時代は都市間競争の時代とも言われ、人や産業は、より魅力的な都市へ流れていくことが懸念される。本市においても、転出が転入を上回る傾向があり、2004年(平成16年)から2008年(平成20年)にかけての5年間は、毎年平均1,400人の転出超過となっている。良好な住環境として何が求められるのかを検討し、それを充足することによって都市の付加価値を高め、定住人口の増加を目指すことが求められる。

(4) 「公」を担う主体の広がり

社会の成熟化をはじめ社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、ボランティア活動の広がりがみられる。このような背景の下、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割を市民、NPO、企業など多様な主体が担いつつあり、本市においても、協働という視点でのまちづくりがますます重要となってきている。

(5) 多様な地域特性への配慮

本市は、2005年(平成17年)4月の合併により市域276.84km²となり、大阪・京都の大都市近郊の住宅地として発展してきた地域、世界遺産に登録された東大寺をはじめとする歴史的文化的遺産が数多く存在するとともに行政機関や各種の文化施設など歴史文化都市にふさわしい機能が集積している地域、森林地域と農業地域が大部分を占める地域など多様な地域特性を有している。こうした多様な地域特性に配慮しな

がら、計画を見直すことも必要とされる。

(6) 地球環境問題への関心の高まり

大量生産、大量消費の社会システムが、今や地球環境に深刻な影響を及ぼしており、気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書が 2005 年（平成 17 年）2 月に発効し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減目標が示されたことに加えて、2009 年（平成 21 年）に開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）においても、長期的な削減目標が議論され、国際的に地球環境問題への取り組みが進められている。そうした中で、日本政府は 2020 年までに温室効果ガス排出量を、1990 年と比較して 25%削減する目標を発表し、国際的にも先導的な役割が期待されており、本市においても、よりグローバルな視点に立ち、持続可能な社会の構築に向けた取り組みが求められている。

3. 策定方針

本市は、歴史的風土と自然環境が調和した風格のある都市としての特性を有しており、世界遺産のある都市として、また国際文化観光都市として、引き続き世界的な歴史都市にふさわしいまちづくりが求められている。一方、総合計画の策定にあたっては、本市を取り巻く環境の変化と新たな行政課題に適切に対応するものでなければならない。奈良市第4次総合計画においては、奈良市都市経営戦略会議による「奈良市次期総合計画策定の方針に関する報告書」などを踏まえ、策定方針として次の項目を掲げる。

(1) 平城遷都 1300 年以後の新たな都市像の明確化

平城遷都 1300 年という記念すべき年が終わってからの奈良市がどうあるべきか、新たな理念を持って新たな都市像を描く。

(2) 財政健全化の推進

限られた財源の中、都市の魅力を高めるために、行財政資源の効果的かつ効率的な配分や事業の優先順位付けなど、中長期的な都市経営の視点でまちづくりを進め、引き続き財政健全化の推進を図る。

(3) 少子・高齢化への対応

人口減少や少子・高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少が本市財政に一層厳しい影響を与えると見込まれる一方で、保健・医療・福祉をはじめとする行政サービスに対する需要は増すことが予想される。このような状況を踏まえ、社会資本の整備、子育て支援、保健・医療や福祉の充実などによるまちづくりを進める。

(4) 市民との協働

市民と行政が対等のパートナーとして、共通する社会目的の実現に向け、協働してまちづくりを進める。そのため、市民が主体的にまちづくりに参画できる機会の拡充や行政の意識改革を進める。

4. 策定にあたっての留意事項

(1) 市民参画による計画づくり

計画策定過程により多くの市民が参加できる機会を設け、市民の意見が反映された計画づくりに努めるとともに、市民とともに総合計画をつくることを通して、市民のまちづくりへの関心を一層高め、今後の市と市民との協働の基盤づくりを進める。

(2) 市民にわかりやすい計画づくり

市民にもわかりやすく、市民ニーズに合致した政策体系、施策体系の構築を行う。

(3) 数値目標の設定・実効性の確保

政策・施策の効果を検証するため、施策体系ごとに数値目標を設定する。また、重点施策の設定についても検討する。

(4) 財政状況に即した計画

第3次総合計画の達成状況の総括を踏まえた上で、目標達成に必要な施策や事業の選択と集中を図り、中長期の財政見通しのもと、これに即した総合計画の施策の展開を行う。

(5) その他の計画等との整合

市が策定する各分野における個別の計画の最上位計画として、総合計画の策定の方向性を各計画に反映させ、整合のとれた計画とする。また、既に策定されている個別計画のうち、第4次総合計画の期間と期間が重なるものとの整合のとれた計画とする。

5 . 計画の構成と計画期間

第 4 次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 層で構成する。

(1)基本構想

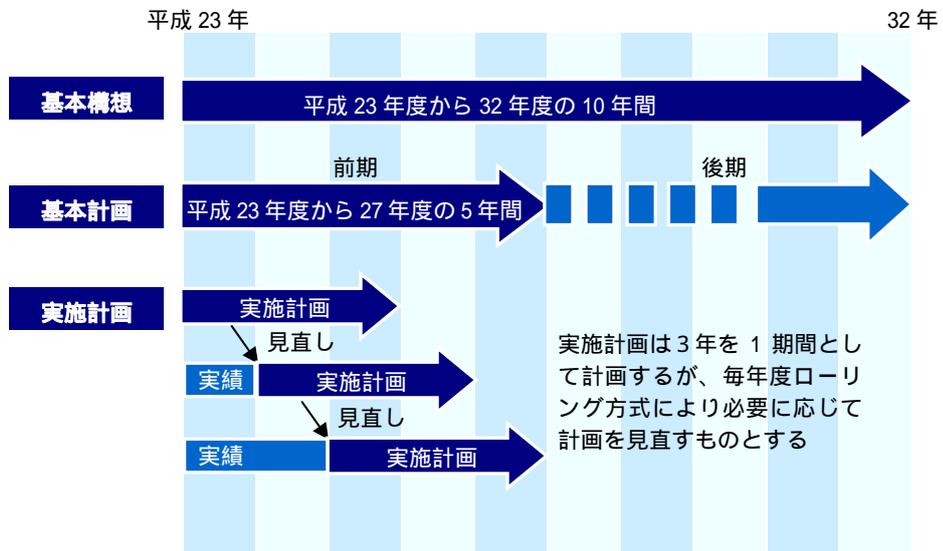
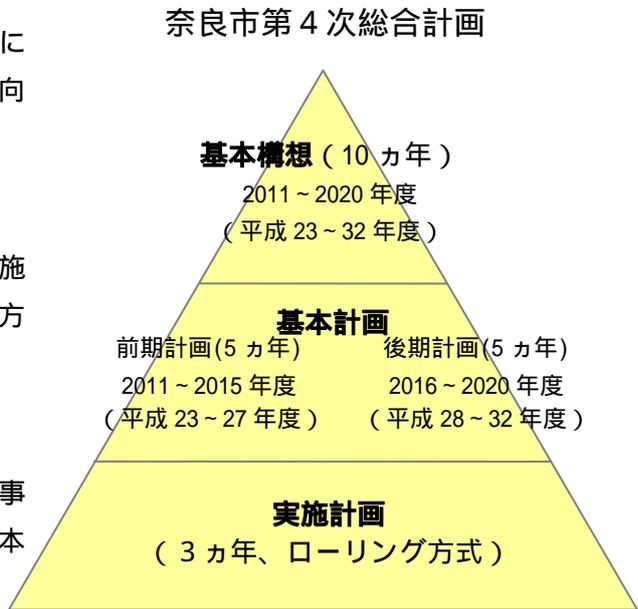
奈良市の将来都市像を設定し、その実現に向けたまちづくりや都市経営の基本的な方向性を定める。

(2)基本計画

将来都市像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示し、施策目標と施策推進の方針を明らかにする。

(3)実施計画

基本計画に示す施策に基づき、具体的な事業の実施内容を示す。なお、実施計画は基本構想・基本計画と別冊子とする。



6. 策定体制

(1) 庁外組織

総合計画審議会

総合計画審議会は、「奈良市附属機関設置条例」に基づき設置し、市長が諮問する総合計画基本構想（案）及び基本計画（案）について、審議・答申を行う。

まちづくり市民会議

まちづくり市民会議は、今後のまちづくりへの期待や展望を共有し、総合計画を検討するための提案を行う場として設置し、総合計画基本構想（素案）策定に係る奈良市の将来都市像、今後のまちづくりの基本的方向等について議論し、市長に報告する。総合計画策定への市民の参画として奈良市では初の試みである。

(2) 庁内組織

総合計画策定委員会

総合計画策定委員会は、副市長及び庁議メンバーで構成し、総合計画の策定に関することを所掌し、必要な調査審議を行う。具体的には、総合計画基本構想（素案）及び基本計画（素案）の決定、総合計画審議会へ提出する資料の決定等を行う。

総合計画策定委員会幹事会

総合計画策定委員会幹事会は、企画部長及び各部の庶務担当課長で構成し、総合計画の策定に関し、専門的かつ細部にわたる計画事項等の調査研究及び各部内の調整を行う。具体的には、現行総合計画の総括、分野ごとの課題や方針の抽出といった、総合計画策定のため全部署を対象に行う調査の窓口となる。また、部内各課への各種情報の伝達や、意見のとりまとめを行う。

その他

現行総合計画の総括をはじめ個別調査事項の検討にあたっては、各課を対象に照会調査や個別ヒアリングを実施するほか、税収見込や財政見通し、土地利用構想、指標・評価検討等に当たっては、関連する担当課に個別に協力を依頼し、別途具体的な検討を行う。

7. 市民参加の手法

計画策定の段階から市民の参加機会を拡充するとともに、併せて計画策定過程における積極的な情報提供を行う。

市民アンケート（市民ニーズ調査及び分析） 平成 21 年 1 月実施済み

次期総合計画策定の基礎資料とするため、市民を対象にアンケート調査を行い、市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握する。市内に在住する満 18 歳以上の市民 3,300 人を単純無作為抽出。回収率 58.5%。

中学生アンケート（市民ニーズ調査及び分析） 平成 20 年 12 月実施済み

次期総合計画の策定に当たり、奈良市の将来像などまちづくりについて、若い世代の考えや意見等も把握するため、次の時代を担う中学生にアンケートを行い、計画策定作業の基礎資料として活用する。奈良市立中学校の 2 年生を対象に、奈良市第 3 次総合計画後期基本計画で示したゾーン区分ごとの人口に応じて各中学校から 1～3 クラスを選び、そのクラス全員を対象として実施。

まちづくり市民会議（再掲）

前頁の記述のとおり。

地域での懇談や説明会

総合計画基本構想（素案）及び基本計画（素案）について幅広く市民の声を聴き、市民の意見を素案に反映するために開催する。

ホームページによる検討経過の公表

ホームページで総合計画の策定状況を公表する。

パブリックコメント

総合計画基本構想（素案）及び基本計画（素案）に対する市民等の意見を広く求め、計画策定の参考とする意見公募手続（パブリックコメント）を実施する。

8. 策定スケジュール

平成 20 年度（実施済み）

- ・ 社会潮流分析
- ・ 上位計画・関連計画の整理
- ・ 将来フレームの推計
- ・ 市民ニーズ調査及び分析（市民アンケート、中学生アンケート）

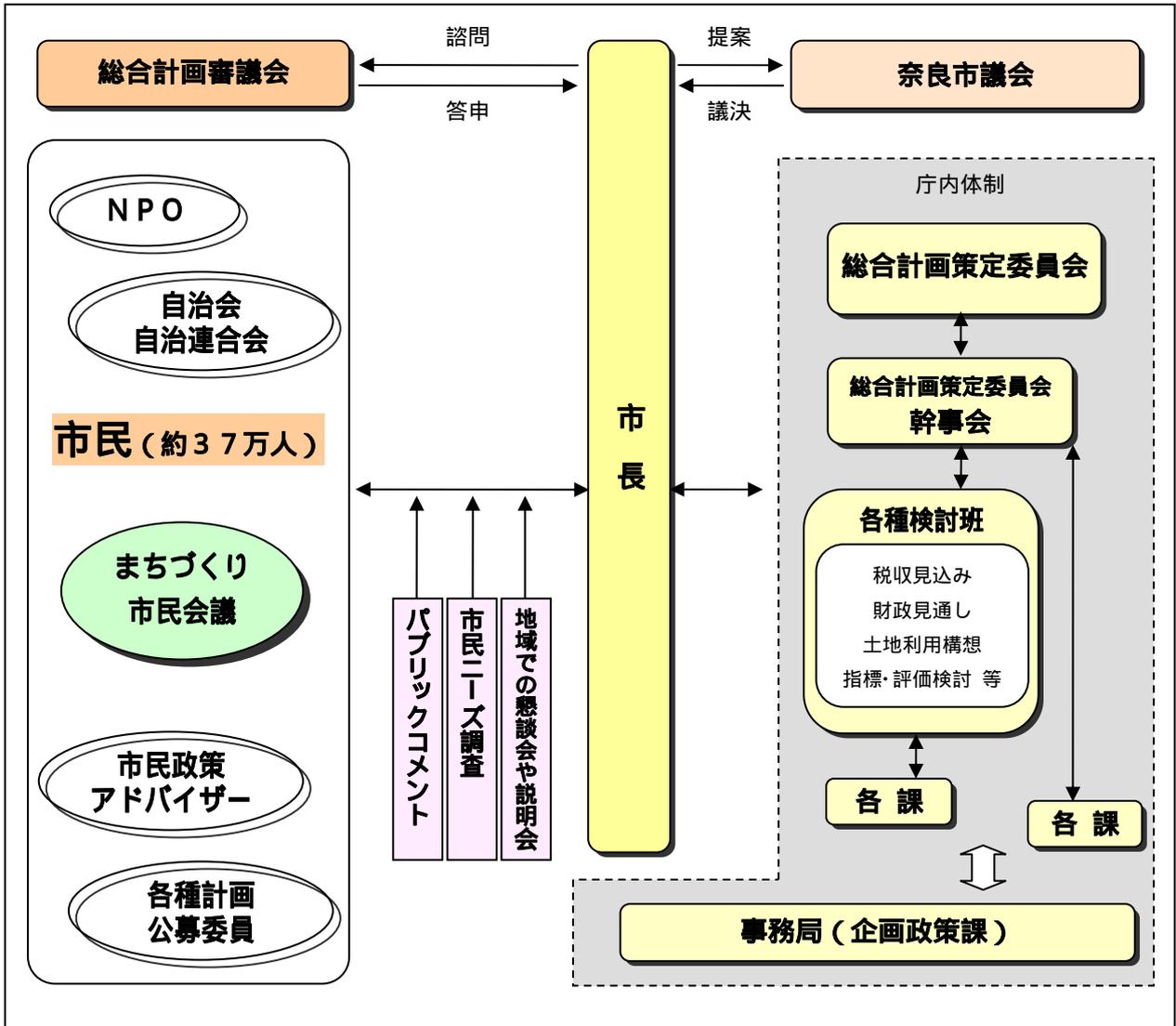
平成 21 年度

- ・ まちづくり市民会議の開催
 - ・ 総合計画策定委員会及び総合計画策定委員会幹事会の開催
 - ・ 総合計画審議会の開催
 - ・ 現行総合計画の総括
 - ・ 基本構想（素案）の策定
- など

平成 22 年度

- ・ 総合計画策定委員会及び総合計画策定委員会幹事会の開催
 - ・ 総合計画審議会の開催
 - ・ 地域での懇談や説明会の開催
 - ・ パブリックコメント実施
 - ・ 基本計画（素案）の策定
 - ・ 総合計画決定（議決）
 - ・ 総合計画書印刷・公表
- など

策定体制図



次期総合計画（奈良市第4次総合計画）策定基礎調査の結果について

次期総合計画（奈良市第4次総合計画）策定基礎調査は「奈良市第3次総合計画」の期間終了を平成22年度に控え、次期総合計画（奈良市第4次総合計画）の策定に役立つ資料の収集を目的として平成20年度に実施。調査内容は、（1）社会潮流分析（2）上位計画・関連計画の整理（3）将来フレームの推計（4）市民ニーズ調査及び分析。結果は、奈良市のホームページで公開している。

奈良市トップページ > 奈良市の取り組み > 総合計画 > 第4次総合計画 > 次期総合計画（奈良市第4次総合計画）策定基礎調査の結果について

なお、（3）将来フレームの推計（4）市民ニーズ調査及び分析の概要については、次頁以降のとおり。

- ・「将来フレームの検討」について（概要）・・・2～4ページ
- ・「市民アンケート」「中学生アンケート」結果について（概要）・・・5～7ページ

【調査内容】

（1）社会潮流分析

社会経済環境の変化を整理し、それを踏まえて奈良市の課題を整理した。

（2）上位計画・関連計画の整理

上位・関連計画等における本市の位置づけについて整理した。

（3）将来フレームの推計

次の3つについて、将来動向を予測した。

- ・人口（総人口、年齢3区分別人口、ゾーン別人口）（平成47年まで）
- ・世帯数（平成47年まで）
- ・就業者数（平成33年まで）

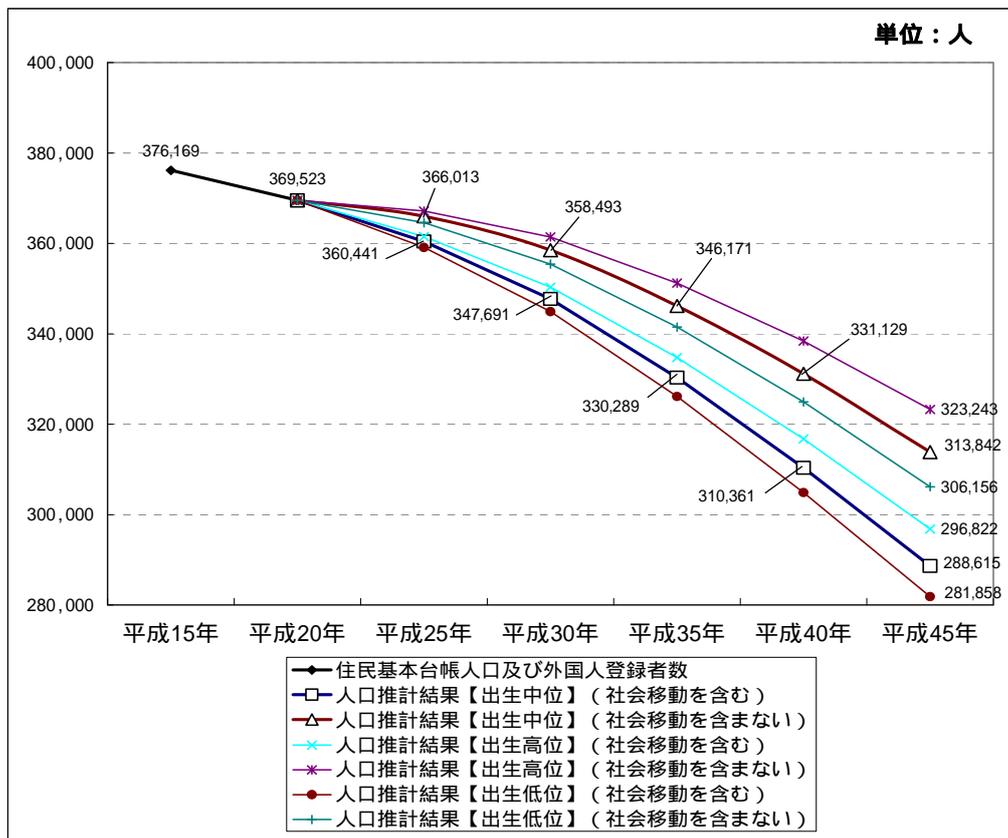
（4）市民ニーズ調査及び分析

市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握するため、18歳以上の市民3,300人を対象にアンケートを行う。また、まちづくりについて次の時代を担う若い世代の考えや意見等を把握するため、市内の中学2年生1,030人を対象にアンケートを行う。

奈良市次期総合計画策定基礎調査「将来フレームの検討」について（概要）

- ・ 総人口については、今後の出生率の推移3パターン（高位、中位、低位）と、社会移動（転入・転出の差）について現状（転出が転入を上回る傾向）のまま推移する場合と今後の政策誘導等によって均衡が保たれる場合の2パターン（社会移動を含む、含まない）を組み合わせた6パターンの人口推計を実施した（下図）。
- ・ 社会移動を含まない（転入と転出が均衡）場合で推移すると仮定しても、本市の合計特殊出生率は全国平均よりも低いことから、出生率が現況から高位で推移するパターンでも少子化の影響から逃れることは難しく、総人口は次期総合計画期間当初から減少していくことが見込まれる。
- ・ 人口の減少度合いについては、出生率が低位に推移し、奈良市の社会移動の現況が今後も続くと仮定したパターン（出生低位、社会移動含む）が最も大きくなる。今後の人口減少を少しでも抑制するために、次期総合計画期間中、少子化対策と併せて、新たな住宅開発や政策的な取り組みによる人口流入促進と人口流出抑制が求められる。
- ・ 年齢別人口構成の推移については、引き続き高齢化が進展する状況にある。
- ・ 世帯数については、核家族化や世帯分離、高齢化等の影響により当面は増えるが、転出が転入を上回る傾向が続くと仮定すると平成27年以降は減少が見込まれる。

各ケース別総人口 推計結果



【参考】

- ☆ 「奈良市の社会移動の現況（転出が転入を上回る傾向）が続き、合計特殊出生率が中位に推移する」と仮定して推計した結果は次のとおり。
- ・ 奈良市の将来の総人口は、減少傾向がさらに続き、平成 22 年(2010 年)から 5 年後の平成 27 年(2015 年)までに約 1 万人減少する。
 - ・ また、平成 22 年(2010 年)から 10 年後の平成 32 年(2020 年)までに 25,160 人減少し、340,730 人となる。

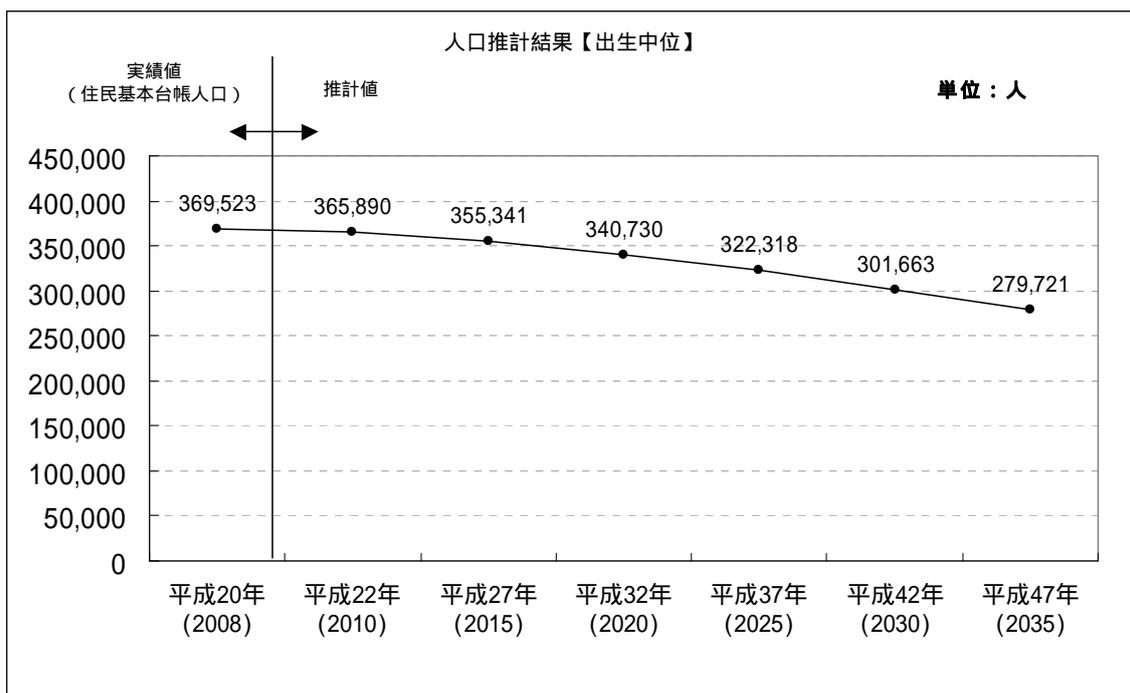
長期の合計特殊出生率を『中位』、『高位』、『低位』といった 3 つの仮定に分けて将来人口を推計

人口推計結果(平成 15 年(2003)及び平成 20 年(2008)は実績値)

単位:人

	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)
総人口	376,169	369,523	365,890	355,341	340,730	322,318	301,663	279,721
0～14歳	52,288 13.9%	48,226 13.1%	46,129 12.6%	40,604 11.4%	34,903 10.2%	30,175 9.4%	26,767 8.9%	24,207 8.7%
15～64歳	257,275 68.4%	240,420 65.1%	233,474 63.8%	215,815 60.7%	199,604 58.6%	185,600 57.6%	169,503 56.2%	150,507 53.8%
65歳以上	66,606 17.7%	80,877 21.9%	86,287 23.6%	98,922 27.8%	106,223 31.2%	106,543 33.1%	105,392 34.9%	105,007 37.5%

※平成 15 年は旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む(10 月 1 日現在 住民基本台帳及び外国人登録者数)



【参考】

国立社会・保障人口問題研究所も平成20年12月に「全国の市町村別将来人口」を公表し、その中で奈良市の将来人口を示しているが、今回の「奈良市次期総合計画基礎調査」の結果と人口減少傾向は同じであるが、減少する程度が異なっている。その要因は次のとおり。

(ア) 適用している出生率の違い

「奈良市次期総合計画基礎調査」では、同報告書4ページのとおり、地域補正後の出生率を使用している。

(イ) 基準年次の違い

「奈良市次期総合計画基礎調査」は平成20年10月1日現在、国立社会保障・人口問題研究所推計は平成17年10月1日現在となっている。

(ウ) その他推計手法の違い

- ・ 国立社会・保障人口問題研究所推計は、「奈良市全体」として計算している一方、「奈良市次期総合計画基礎調査」では、総合計画の見直しの基礎資料となるよう、先ず7ゾーンごとの人口推計を行い、7ゾーンの合計によって全市の将来人口を算出している。
- ・ 将来の純移動率の仮定値が異なる。等

【参考】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」より

地域	総人口(人)						
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
29000 奈良県	1,421,310	1,388,893	1,348,623	1,298,415	1,239,805	1,174,744	1,104,451
29201 奈良市	370,102	362,301	352,078	338,867	323,015	305,101	285,522

			総人口(人)					
			2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
(参考)次期 総合計画策 定基礎調査 人口推計	社会移動 含む	低位	365,350	353,409	337,382	317,626	295,672	272,510
		中位	365,890	355,341	340,730	322,318	301,663	279,721
		高位	366,322	357,044	344,102	327,548	308,766	288,608
	社会移動 含まない	低位	367,545	360,914	349,850	334,875	317,426	298,209
		中位	368,119	363,005	353,564	340,154	324,214	306,516
		高位	368,576	364,853	357,325	346,081	332,326	316,790

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所は20日、2005～55年までの『日本の将来推計人口』を公表。05年国勢調査に基づき、長期の合計特殊出生率を『中位』→1.26、『高位』→1.55、『低位』→1.06といった3つの仮定に分けて将来の人口を推計している。

奈良市次期総合計画策定基礎調査
「市民アンケート」「中学生アンケート」結果について（概要）

1. “わがまち”への愛着と定住意向（市内に住み続けたい）について

市民の約 7 割が「住んでよかった」と感じている。また、約 7 割が奈良市への定住意向を示している。

- ・ 市民アンケートから、市民の約 7 割が「住んでよかった」と感じ、奈良市に「愛着」を感じている。また、奈良市への定住意向を示している。
- ・ 市民アンケートから、奈良市への定住意向を年代別に見ると、20 歳代が一番低く年代が上がるほど高くなる。また、定住促進のために必要な施策は、「仕事と子育ての両立のための環境づくりや子育て支援の充実」が 41.1%で最も多く、「保健・医療体制の充実」(33.7%)、「地場産業や新たな産業振興による雇用の受け皿づくりや起業支援」(24.5%)が続いている。
- ・ 10 歳代については、市民アンケートでは母数が少ないため他の年代と傾向を比較することはできないが、中学生アンケートの結果から、中学生の約 7 割が奈良市への定住意向を示している。
- ・ 中学生アンケートでは「奈良が好き」の評価と定住意向の関係性は強く、評価が不鮮明な人は意向も不鮮明となる傾向がある。このことから、20～30 歳代の市外転出を抑制するためにも、10 歳代を対象とした“わがまち”への愛着を高める取り組みを今以上に行うことも必要。

2. “奈良市の将来都市像”及び“将来像実現のための重点施策”について

奈良市の都市像は「文化財を保護し、歴史の風格を保有する歴史都市」

重点施策は「文化財や歴史的資源を保護・保全する」

- ・ 市民アンケート、中学生アンケートとも、奈良市の将来都市像は「文化財を保護し、歴史の風格を保有する歴史都市」が一番多く、次に「交通事故・犯罪・公害・災害のない安全・安心な都市」が続く。18 歳以上が抱く将来都市像と中学生が抱く将来都市像に大きな違いはない。
- ・ 将来像実現のために重点を置くべき施策について、市民アンケートから、18 歳以上は、「文化財や歴史的資源を保護・保全」「保健・医療体制の充実」「高齢者・障がい者福祉の充実」が多い。一方、中学生アンケートから、中学生は自然環境への取り組みの関心が高い反面、健康・医療や福祉への関心が低い。

3. 奈良市の良いところ(好きなどころ)・悪いところ(嫌いなどころ)について

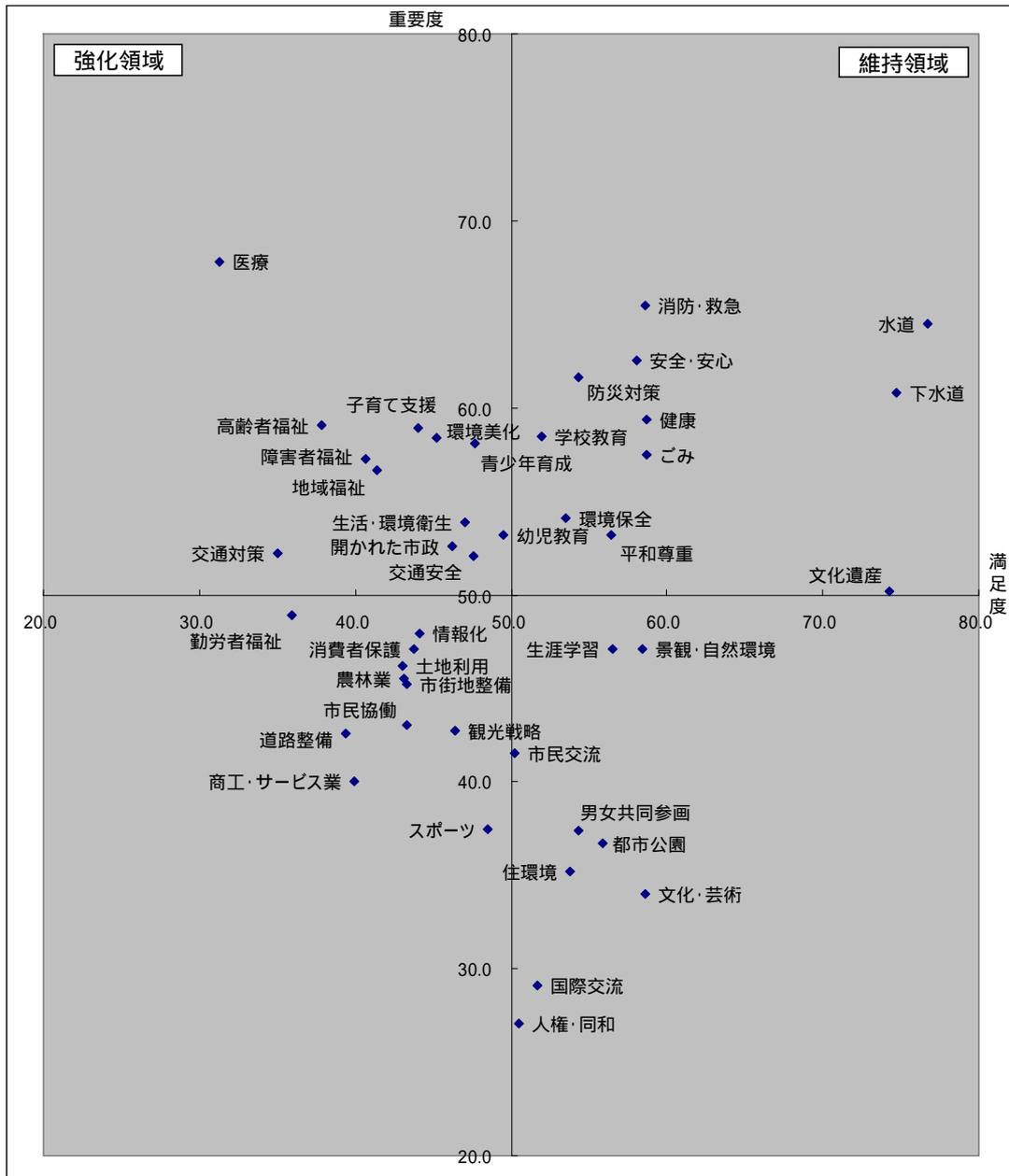
「住んでよかった」理由のトップは自然環境の良さ。「住んでよかったと思わない」理由のトップは交通の不便さ

- ・ 市民アンケートでは、「住んでよかった」理由は「自然環境が良い」が 68.0%で最も多く、「古社寺・史跡・名勝が多く歴史がある」(46.2%)、「災害が少ない」(43.8%)が続いている。
- ・ 中学生アンケートにおいても同様の結果が出ている。「あなたが住んでいる『まち(近所)』の好きなどころはどこですか」に対し「古社寺・史跡・名勝が多く歴史がある」が 35.4%で最も多く、「自然環境が良い」(32.0%)、「災害が少ない」(31.4%)と続いている。
- ・ 市民アンケートでは、「住んでよかったと思わない」理由は「交通が不便」が 67.0%で最も多く、「社会福祉や保健・医療体制が整っていない」(43.6%)、「買い物に不便」(39.4%)が続いている。
- ・ 中学生アンケートにおいて「あなたが住んでいる『まち(近所)』の嫌いなどころはどこですか」に対し、「特にない」が 26.8%で最も多く、「買い物に不便」(26.8%)、「交通が不便」(23.8%)と続き、利便性についての不満が大きい傾向が見られる。

4. 施策の満足度・重要度の相対分析について

市民アンケートにおいて、市の施策の満足度と重要度の設問を設けて得られた結果をもとに、各施策間の相対関係を示すと次のとおり。相対的に重要度が高いが満足度が低い施策、つまり市民ニーズが高い施策としては「医療」「高齢者福祉」「子育て支援」「環境美化」「青少年育成」「障害者福祉」「地域福祉」「生活・環境衛生」「開かれた市政」「交通安全」があげられている。

図表 施策の重要度・満足度の偏差値分布図



奈良市まちづくり市民会議の経過報告

1. 奈良市まちづくり市民会議の目的

基本構想（案）のもとになる「奈良市が目指すべき将来の都市像」と「まちづくりの基本的な方向」を市民の視点から検討するため、平成 21 年 6 月に設置した。

市民公募委員 52 名で構成されている（委員委嘱は 10 月 9 日）。

2. 奈良市まちづくり市民会議の開催状況

		会 議 内 容 第 7 回以降は予定
第 1 回	平成 21 年 10 月 9 日	会議の役割等の説明、会議のルール作り（ 1 ）
第 2 回	平成 21 年 11 月 6 日	会議の位置づけと運営について説明 無作為のグループに分かれ、「奈良市の魅力と悩み」について意見交換し、発表（ 2 ）
第 3 回	平成 21 年 11 月 27 日	分科会設置 分科会ごとにテーマ別将来像を検討（1 回目）
第 4 回	平成 21 年 12 月 18 日	分科会ごとにテーマ別将来像を検討（2 回目） 各分科会の中間発表
第 5 回	平成 22 年 1 月 15 日	分科会ごとにテーマ別将来像を検討（3 回目）
第 6 回	平成 22 年 2 月 5 日	テーマ別将来像の仕上げと発表 市全体の将来像の検討
第 7 回	平成 22 年 2 月 19 日	市全体の将来像の仕上げ
第 8 回	平成 22 年 3 月 26 日	市長への報告（最終発表会）

3. 分科会について

まちづくり市民会議の中に、第 1 分科会から第 6 分科会までの 6 つの分科会を設置した。それぞれ「生きやすいまちづくり」、「魅力を生かすまちづくり」、「活気あるまちづくり」、「人をつくるまちづくり」、「住みやすいまちづくり」、「市民と行政とのまちづくり」というテーマに沿って、テーマごとの将来都市像を検討する。

4. 市民会議提案書の基本構想における位置づけ

奈良市まちづくり市民会議では、最終的に「将来都市像」と「まちづくりの基本的な方向」に関する提案書を作成し、市長に報告する予定である。この提案書にある会議全体で検討した「市全体の将来像」と、各分科会で検討した「テーマ別将来像」をもとに、行政が基本構想（素案）における「都市の将来像」と「基本方向」を作成する。

5. 備考

奈良市まちづくり市民会議の会議録・会議資料等は、奈良市ホームページで随時公開している。

奈良市トップページ > 奈良市の取り組み > 総合計画 > 第 4 次総合計画 > 奈良市まちづくり市民会議

総合計画における施策の大綱別評価結果集計表(平成21年度施策評価)

施策の大綱	評価シート	総合評価(施策の今後の方向性)					構成事務事業(方向性)				
		A	B	C	D	計	1	2	3	4	計
1 人権の尊重、文化の創造、 教育の充実を進めるまちづくり	36	6	29		1	36	36	203	32	32	303
2 福祉のまちづくり	17	5	12			17	40	203	18	25	286
3 環境保全と安心・快適なまちづくり	40	7	32		1	40	29	191	5	15	240
4 地域を支える産業を育成するまちづくり	8	4	4			8	16	82	4	9	111
計	101	22	77	0	2	101	121	679	59	81	940

(参考) 総合評価(施策の今後の方向性)

構成事務事業(方向性)

A	施策を拡充する。
B	施策を継続実施する。
C	施策を縮小する。
D	施策を抜本的に見直す。

1	事業を拡充する。
2	事業を継続実施する。
3	事業を縮小する。
4	事業を廃止もしくは休止する。または事業が終了するもの。

平成 2 1 年度 施策評価結果

平成 2 1 年 1 2 月

奈 良 市

平成 21 年度施策評価の結果

平成 21 年度施策評価では、平成 20 年度に実施した施策について評価を行いました。

行政評価とは、政策、施策及び事務事業といった行政の活動について、成果指標等を用いてその有効性や効率性を評価することです。

行政評価では、行政を経営（マネジメント）するという観点から、民間経営においては早くから導入されているマネジメントサイクル[PDCA サイクル・・・Plan（企画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）]の評価の仕組みを行政運営の中に取り込んでいます。

つまり、行政活動を一定の目的・基準・視点に従って評価することにより、行政の現状や抱える課題を明らかにし、それを認識して絶えず行政活動の改善を図っていくためのツールが行政評価です。

奈良市では、市民の皆様の視点に立った成果を重視する行政を推進するため、平成 15 年度から行政評価を導入しました。

平成 15 年度・16 年度の試行を経て、平成 17 年度・18 年度は、行政活動の基本単位である事務事業を評価対象とする事務事業評価を実施しました。

平成 19 年度からは、事務事業を行う目的に当たる「施策」（「奈良市第 3 次総合計画【後期基本計画】」に掲げられた「節」を分類・整理したもの）を対象とした施策評価に、以下の目的を掲げて取り組んでいます。

- ・市民の視点に立った成果を重視する行政の推進
- ・行政の透明性と説明責任の確保
- ・総合計画の進行管理及び次期（第 4 次）総合計画策定

評価項目

奈良市第 3 次総合計画【後期基本計画】において「節」として掲げられた部分を「基本施策」と位置づけ、その下に目的・対象によって分類整理した「施策」を設定しました。

平成 21 年度の施策評価では 40 の基本施策と 67 の施策を設定しています。

<施策の大綱>

1. 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり（基本施策 13、施策 20）
2. 福祉のまちづくり（基本施策 6、施策 15）
3. 環境保全と安心・快適なまちづくり（基本施策 16、施策 27）
4. 地域を支える産業を育成するまちづくり（基本施策 5、施策 5）

評価の区分

評価は、原則として施策を所掌する部が実施しました。

施策の今後の方向性については、施策の所管部長が以下の 4 段階で総合評価を行いました。

- A：施策を拡充する。
- B：施策を継続実施する。
- C：施策を縮小する。
- D：施策を抜本的に直す。

また、施策の点検における達成度については、各事業の担当課が以下の 4 段階で評価しました。

- A：高い
- B：やや高い
- C：やや低い
- D：低い

評価結果

評価の集計結果及び評価の一覧表は以下のとおりです。

施策の評価は、各部署を基本としており 67 施策で事業シートは 101 シート作成されました。各シート毎に所管部長が総合評価を行い、達成度については各担当課が評価を行いました。

達成度について、A 評価が 25 施策、B 評価が 51 施策、C 評価が 21 施策、D 評価が 4 施策という結果になり、今年度は昨年度と比べ A 評価が 2 施策、B 評価が 1 施策減少する一方で、C 評価が 2 施策、D 評価が 1 施策増加し、全体として評価が悪くなっています。

大綱別達成状況

大綱名	A：高い		B：やや高い		C：やや低い		D：低い	
	H21	H20	H21	H20	H21	H20	H21	H20
1:人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり	6	4	22	25	8	8	0	0
2:福祉のまちづくり	4	6	8	6	4	3	1	1
3:環境保全と安心・快適なまちづくり	14	16	16	16	7	6	3	2
4:地域を支える産業を育成するまちづくり	1	1	5	5	2	2	0	0
計	25	27	51	52	21	19	4	3

・H21 は平成 21 年度施策評価の結果（H20 年度予算分）を、H20 は平成 20 年度施策評価の結果（H19 年度予算分）です。

昨年度からの推移

1. 人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり

・昨年度に比べ評価が上がった施策

昨年度に比べ評価が上がった施策は、「男女共同参画社会の実現（市民活動部）」「国際交流の活発化（観光経済部）」「文化遺産の保存と活用（教育総務部）」「文化・芸術の振興（企画部）」「生涯学習社会の実現（市民活動部）」の5施策です。

「男女共同参画社会の実現（市民活動部）」は各種審議会への女性委員の登用率及び市民意識の満足度の数値が向上しています。これは男女共同参画社会の実現への意識が浸透してきているということで達成度の向上に結び付いています。

「国際交流の活発化（観光経済部）」は平城遷都1300年となる2010年に向けて、西安市及び揚州市で燈花会・盆踊りを行う「平成の遣燈使」や「トレド・ベルサイユ文化交流の旅」を実施し、奈良市民と海外の友好姉妹都市の市民との交流が図れたということで達成度の向上に結び付いています。

「国際交流の活発化（学校教育部）」は、英語を母国語とする外国青年をALT（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）として任用し各学校に派遣することにより、子供たちが生きた英語に触れあい実践的な英語教育が継続的に行えたことで達成度の向上に結び付いています。

「文化遺産の保存と活用（教育総務部）」は、文化財の指定を行うことにより保護保存が進んだことに加え、大安寺旧境内等の公有化と整備が進捗しました。また、文化財の意識の向上のための展示会及び講座への参加が増加していることが達成度の向上に結び付いています。

「文化・芸術の振興（企画部）」は、平城遷都1300年祭事業計画が策定され、準備及び各実行委員会の設立等が順調に進んでいます。また、平城遷都1300年祭に関わる市民企画事業が順調に進んでいることが達成度の向上に結び付いています。

「生涯学習社会の実現（市民活動部）」は、図書館の図書資料貸出冊数が伸びており目標値を大きく上回る成果が達成できたことが達成度の向上に結び付いています。

・昨年度に比べ評価が下がった施策

昨年度に比べ下がった施策は、「開かれた市政の推進（市民活動部）」「情報化の推進（市民生活部）」「特色のある教育の推進（教育総務部）」「高等学校教育の充実（教育総務部）」「スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進（市民活動部）」の5事業です。

「開かれた市政の推進（市民活動部）」は、「市民とともにあゆみ、市民と協働するまちづくり」の一環として、市の施策を積極的に市民の皆様方に伝え、市政に対する理解を深めてもらうため、「タウンミーティング」を、また、市民からの要望を聞く「要望を聞く会」を開催し、市政に対する提言・要望を聞き街づくりに反映させていますが、年々参加者が減少してきていることによります。

「情報化の推進（市民生活部）」は、住民基本台帳カードの普及率が悪いこと、戸籍事務の電算化が当初計画の平成23年度稼働予定から平成24年度中に本稼働を目指すという1年の遅れが出たことから達成度を下げています。

「特色のある教育の推進（教育総務部）」は、市民意識における満足度調査の不満・やや不満・わからない・空欄が増えていることにより、市民への積極的な情報提供の必要性を感じ達成度を下げています。

「高等学校教育の充実（教育総務部）」は、災害が発生したときの避難所として耐震化の促進が必要となってきていますが、屋内運動場の耐震化優先に伴い耐震化率の低い小・中学校が優先されたため評価が下げられています。

「スポーツ・レクリエーションの拠点づくり、環境づくりの推進（市民活動部）」は、ハード面での整備は順調ですが、ソフト面での運動・スポーツ・レクリエーションを組み込んだ生活スタイルの構築を市民に推奨し浸透していくことができていないということから評価を下げています。

2. 福祉のまちづくり

- ・昨年度に比べ評価が上がった施策

昨年度に比べ評価が上がった施策は、「国民健康保険事業の健全運営（市民生活部）」の1事業です。

「国民健康保険事業の健全運営（市民生活部）」は平成19年度において保険給付金の増大と、保険料の大幅な値上げによる納付意欲の低下から収納率が下がり単年度赤字になったのが、平成20年度は単年度収支で黒字を確保したことによります。

- ・昨年度に比べ評価が下がった施策

昨年度に比べ評価が下がった施策は、「保健・医療の拠点施設の整備（保健所）」の1事業です。

「保健・医療の拠点施設の整備（保健所）」は、保健所等複合施設の建設が土壌改良工事で工事の進捗状況が工程計画より遅れているため評価を下げています。

3. 環境保全と安心・快適なまちづくり

- ・昨年度に比べ評価が上がった施策

昨年度に比べ評価が上がった施策は、「奈良らしい個性的な都市環境の形成（都市整備部）」「総合的な防災対策の推進（市民生活部）」「安全・安心なまちづくり（市民生活部）」の3事業です。

「奈良らしい個性的な都市環境の形成（都市整備部）」は、景観法の施行により景観行政団体となった本市の法に基づく景観計画の策定が予定通り進捗していることによります。

「総合的な防災対策の推進（市民生活部）」は、自主防災組織の組織率及び自主防災

組織の訓練実施率が当初目標を上回っていることによります。

「安全・安心なまちづくり（市民生活部）」は、「奈良市安全安心まちづくり基本計画」が目標通り平成 20 年度に策定されたことによります。

・昨年度に比べ評価が下がった施策

昨年度に比べ下がった施策は、「環境の保全啓発、環境保全行動の推進（企画部）」「産業廃棄物の適正処理（企画部）」「し尿の適正処理（環境清美部）」「環境美化の推進（環境清美部）」「道路整備の推進（都市整備部・建設部）」「総合的な防災対策の推進（都市整備部）」「消防・救急救助体制の充実（消防局）」の 7 事業です。

「環境の保全啓発、環境保全行動の推進（企画部）」は、目標値に対し達成度が 90% であったため、評価を下げました。

「産業廃棄物の適正処理（企画部）」は、平成 19 年度は産業廃棄物の不適正処理に対する行政代執行を行い成果が表れました。平成 20 年度は不適正処理のゼロを目指していましたが未達成になったため評価を下げました。

「し尿の適正処理（環境清美部）」は汚泥に生ごみを加えて堆肥へリサイクルするし尿処理の施設を運営管理していますが、生ごみ資源化量が目標値に届かないことにより評価を下げました。

「環境美化の推進（環境清美部）」は、不法投棄は不法投棄警告センサーの設置場所における不法投棄は減少していますが、不法投棄はまだ多く、今後もセンサーの設置が必要であり、市民からの要望も完全には満たされていないことにより評価を下げました。

「道路整備の推進（都市整備部）」については、国道 24 号の渋滞緩和等に寄与するとともに、既存の高速道路及び主要な国道とのネットワークが形成され、近畿大都市圏での時間短縮・拠点都市との連携が図られる京奈和自動車道の早期整備が望まれています。地元の協力及び必要な財源を確保する必要があるという段階であり、評価を下げました。

「道路整備の推進（建設部）」は、道路の新設及び改良に対する要望は増加しており、事業実施に着手するが用地取得が困難であり、現在事業中の道路事業を早期に完成させなければならないという考えから評価を下げました。

「総合的な防災対策の推進（都市整備部）」は、これから起きるであろうと想定されている大地震に備え、建築物の耐震化についての市民の関心を高めていかなくはないが、阪神淡路大震災から 14 年経過し、建築物の耐震化についての市民の関心は低下傾向であることから評価を下げました。

「消防・救急救助体制の充実（消防局）」は、本市と同一規模市町村（中核市）の職員充足率からすれば、やや低い数値となっており、又、火災予防・住宅火災警報器の普及については高齢者一人暮らしの世代の増加傾向と個人情報保護の問題点が存在し、防火訪問等実施指導が困難になってきているなどの課題が多く評価を下げました。

4. 地域を支える産業を育成するまちづくり

この項目については、昨年度と比して、評価が上回ったもしくは下回った施策はありません。